

○法務省所管契約事務取扱規程(訓令)

(平成12年12月26日会訓第1702号)

改正	平14. 4. 1会訓	578	平26. 11. 28会訓	9
	平14. 11. 25会訓	1652	平27. 3. 31会訓	3
	平17. 3. 31会訓	826	平28. 3. 31会訓	2
	平18. 10. 20会訓	1656	平28. 11. 22会訓	3
	平19. 3. 30会訓	798	平29. 3. 31会訓	5
	平19. 3. 30会訓	805	平30. 3. 26会訓	1
	平20. 2. 25会訓	394	平30. 11. 30会訓	2
	平20. 3. 21会訓	649	平31. 3. 29会訓	4
	平21. 3. 18会訓	563	令元. 6. 27会訓	1
	平21. 3. 31会訓	815	令元. 7. 3会訓	2
	平21. 6. 29会訓	1367	令 2. 3. 27会訓	2
	平22. 3. 19会訓	539	令 3. 1. 28会訓	1
	平22. 3. 29会訓	703	令 3. 3. 22会訓	2
	平23. 3. 25会訓	647	令 4. 3. 25会訓	1
	平24. 3. 28会訓	947	令 5. 3. 29会訓	76
	平24. 11. 27会訓	55	令 6. 3. 29会訓	135
	平26. 3. 31会訓	4	令 6. 3. 29会訓	138
	平26. 7. 25会訓	7	令 6. 7. 29会訓	251

目次

第1章 総則(第1条－第5条)

第2章 一般競争契約

第1節 一般競争参加者の資格(第6条－第25条)

第2節 競争等(第26条－第29条)

第3章 指名競争契約(第30条－第34条)

第4章 随意契約(第35条－第38条)

第5章 契約の締結(第39条－第41条)

第6章 契約の履行(第42条－第44条)

第7章 雑則(第45条・第46条)

附則

様式例

第1章 総則

(趣旨)

第1条 法務大臣の所掌に係る契約に関する事務の取扱いについては、他に法令の定め

あるもののほか、この訓令の定めるところによる。

- 2 この訓令の規定が、従前の訓令又は通達に矛盾し、又は抵触する場合には、この訓令の規定が優先する。

(定義)

第2条 この訓令において「契約担当官」、「分任契約担当官」、「契約担当官等」、「契約担当官代理」又は「分任契約担当官代理」とは、会計法(昭和22年法律第35号。以下「法」という。)第29条の2第3項若しくは第5項又は第29条の3第1項に規定する契約担当官、分任契約担当官若しくは契約担当官等又は予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「令」という。)第139条の2第3項に規定する契約担当官代理若しくは分任契約担当官代理をいう。

(契約事務の委任)

第3条 契約担当官及び契約担当官代理並びにこれらの者に委任し、又は代理させる事務の範囲は、それぞれ別表第1に定めるとおりとする。

- 2 会計事務管理者は、前渡資金の支払の原因となる契約に関する事務を当該資金前渡官吏、資金前渡官吏代理、分任資金前渡官吏又は分任資金前渡官吏代理である職員に委任し、代理させ、又は分掌させるものとする。
- 3 会計事務管理者は、必要があるときは、歳入の原因となる契約に関する事務の一部を管下の地方検察庁支部、区検察庁、拘置支所又は刑務支所に勤務する職員に分掌させ又はその代理をさせることができる。
- 4 前2項の場合において、会計事務管理者は、当該庁に置かれた官職(第2項の場合においては、官職を指定することにより、その官職にある者を資金前渡官吏、資金前渡官吏代理、分任資金前渡官吏又は分任資金前渡官吏代理としたときに限り、その官職)を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任し、代理させ、又は分掌させることができる。

(契約事務を代理する場合)

第4条 前条第1項及び第2項の規定による契約担当官代理又は分任契約担当官代理は、次に掲げる場合において契約担当官又は分任契約担当官の事務を代理するものとする。

- (1) 契約担当官又は分任契約担当官が欠けた場合
- (2) 契約担当官又は分任契約担当官が休職又は停職を命ぜられた場合
- (3) 契約担当官又は分任契約担当官が転任又は配置換えを命ぜられ、その後任者が着任していない場合
- (4) 契約担当官又は分任契約担当官が出張、休暇又は欠勤等のためその職務を行うことができない場合で、会計事務管理者が必要と認めた場合

(契約審査委員の指定)

第5条 令第69条第1項に規定する契約審査委員として、契約担当官等ごとに、別表第2に掲げる官職にある者を指定する。

第2章 一般競争契約

第1節 一般競争参加者の資格

(令第72条の資格)

第6条 別表第3の1に掲げる業種に係る建設工事(以下「工事」という。)並びに測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び地質調査業務(以下「業務」という。)の請負契約についての一般競争に参加する者に必要な資格は、別表第3の2に定めるとおりとする。

2 別表第4の1に掲げる営業品目に係る製造の請負契約についての一般競争に参加する者に必要な資格は、別表第5の1に定めるとおりとする。

3 別表第4の2に掲げる営業品目に係る物品の買入れ及び別表第4の3に掲げる営業品目に係る役務提供(以下「物品の買入れ等」という。)の契約についての一般競争に参加する者に必要な資格は、別表第5の2に定めるとおりとする。

4 別表第4の4に掲げる営業品目に係る物品の売払い契約(刑務所作業製品、少年院及び婦人補導院の職業補導生産品の売払い契約を除く。以下同じ。)についての一般競争に参加する者に必要な資格は、別表第5の3に定めるとおりとする。

(資格審査事務)

第7条 前条の資格を有するかどうかの審査(以下「資格審査」という。)は、定時又は随時に行い、定時に行う資格審査(以下「定期審査」という。)において、前条第1項の資格にあっては、2会計年度に1回、前条第2項から第4項までの資格にあっては、3会計年度に1回、随時に行う資格審査(以下「随時審査」という。)は、資格審査を申請する者(以下「競争参加申請者」という。)から資格審査の申請(定期審査の場合を除く。)があったときにその都度、これを行うものとする。

2 前条第1項の資格審査は、法務省大臣官房施設課長が行うものとする。

3 前条第2項から第4項までの資格審査は、資格審査事務の統一的実施に係る具体的運用についての申合せ(平成11年12月3日各省庁調達担当課長申合せ)による取りまとめ省庁である総務省(以下「取りまとめ省庁」という。)において一元的に行うので、会計事務管理者は、受理した申請書の写しを取りまとめ省庁あて送付するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、法務省大臣官房施設課長は、次の定期審査までの間に一般競争に付する予定がないものについては、資格審査を省略することができる。

(有資格者としてはならない者)

第8条 法務省大臣官房施設課長は、特別の理由がある場合を除き、次の各号の一に該当する者を第6条第1項に定める資格を有する者(以下「工事の有資格者」という。)としてはならない。

(1) 売買、貸借、請負その他の契約を締結する能力を有しない者及び破産宣告を受けいまだ復権していない者

(2) 第11条に規定する申請書又はその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(有資格者としてしないことができる者)

第9条 令第71条第1項各号のいずれかに該当するものと認められる者については、3年以内の期間を定めて工事の有資格者としてしないことができる。これらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

2 前項の規定によるほか、審査の直前1年間に於いて手形の不渡処分を受けた者及び欠損の内容により経営状況が不健全であると認められる者については、工事の有資格者と

しないことができる。

(一般競争参加者に必要な資格の基本事項等の公示)

第10条 令第72条第4項の規定による一般競争に参加する者に必要な資格の基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等についての公示(以下「資格審査の公示」という。)は、第6条第1項の規定による資格については、法務省大臣官房施設課長が、定期審査を行う年度の開始2月前までに官報により行うものとし、定期審査を行わない年度において、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。)に基づく特定調達契約の締結が見込まれるときは、特例政令第4条第2項の規定による資格審査の公示を行うものとする。また、第6条第2項から第4項までの規定による資格については、毎年、各省各庁の連名で取りまとめ省庁が官報により行う。その際の公示担当官は、法務省大臣官房会計課長とする。

(申請書の提出等)

第11条 会計事務管理者及び法務省大臣官房施設課長(以下「会計事務管理者等」という。)は、競争参加申請者から、次の表の左欄に掲げる契約の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による競争参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出させるものとする。

契 約 の 種 類	様 式
工事の請負	第1号様式
業務の請負	第2号様式
製造の請負、物品の買入れ等及び物品の売払い	第3号様式

2 前項の申請書の提出期限は、定期審査については定期審査を行う年の1月31日(同日が土曜日に当たるときはその前日とし、同日が日曜日に当たるときはその前々日とする。)とする。

(申請書の添付書類)

第12条 前条の申請書には、次の各号に掲げる契約の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 工事の請負契約

ア 工事経歴書(第4号様式)

イ 営業所一覧表(第5号様式)

ウ 総合評定値通知書(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知書をいう。)の写し(雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。)

エ 工事分割内訳表(第7号様式)

オ 共同企業体等調書(第8号様式)・経常建設共同企業体協定書(第8号の2様式)

カ 納税証明書

(2) 業務の請負契約

- ア 測量等実績調書(第9号様式)
- イ 技術者経歴書(第10号様式)
- ウ 登記事項証明書等(登記事項証明書又は登記簿謄本をいう。以下同じ。)
- エ 登録証明書(営業に関し、法律上必要とする証明書をいう。)
- オ 財務諸表類
- カ 営業所一覧表(第6号様式)
- キ 業態調書(第7号の2様式)
- ク 納税証明書
- (3) 製造の請負、物品の買入れ等及び売払いの契約
 - ア 登記事項証明書等(法人の場合)
 - イ 財務諸表類(法人の場合)又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書(個人の場合)
 - ウ 納税証明書
- 2 前項に定める書類のうち、各種の証明書及び登記事項証明書等については、当該書類の写しをもって代えることができるほか、同項第2号のア、イ、ウ、オ及びカに定める書類については、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第7条及び地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第7条に規定する現況報告書の写しをもって代えることができる。
- 3 第1項各号に掲げる書類のうち添付させることが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認し得る他の書類をもって代えることができる。
- 4 第1項又は前項の規定により提出させる書類のうち、外国語で記載されているものについては、日本語による訳文を添付させるものとする。

(資格の審査方法)

第13条 第6条第1項に定める工事の資格審査は、申請書及びその添付書類に基づき、次の各号に掲げる事項について、別表第6の1に定めるところによりそれぞれの数値を付与した上、算出した総合数値($0.25 \times (\text{工事の実績の付与数値}) + 0.15 \times (\text{経営規模の付与数値}) + 0.20 \times (\text{経営状況の付与数値}) + 0.25 \times (\text{技術力の付与数値}) + 0.15 \times (\text{その他(社会性等)の付与数値})$)の式により得た数値をいう。)に対応する別表第3の2の資格区分欄に掲げる等級に格付けして行うものとする。

なお、審査に用いる額については、特に定めのある場合を除き、千円単位をもって表示した額とする。

(1) 工事の実績

競争参加申請者が経営事項審査(建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査をいう。)の申請をした日の属する事業年度の開始の日(以下「当期事業年度開始日」という。)の直前2年又は直前3年の各事業年度における完成工事高について算定した許可を受けた建設業に係る工事(「土木一式工事」については「プレストレストコンクリート構造物工事」、「とび・土工・コンクリート工事」については「法面処理工事」、「鋼構造物工事」については「鋼橋上部工事」をそれぞれ内訳として含む。)の

種類別年間平均完成工事高

(2) 経営規模

- ア 工事の審査基準日(経営事項審査の申請をした日の直前の事業年度の終了の日をいう。以下同じ。)の決算(以下この項において「基準決算」という。)における自己資本額(貸借対照表の純資産合計の額をいう。以下同じ。)又は基準決算及び基準決算の前期決算における自己資本の額の平均の額(以下「平均自己資本額」という。)
- イ 当期事業年度開始日の直前1年(以下「審査対象年」という。)における利払前税引前償却前利益(審査対象年の各事業年度(以下「審査対象事業年度」という。)における営業利益の額に審査対象事業年度における減価償却実施額(審査対象事業年度における未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額をいう。以下同じ。)を加えた額)及び審査対象年開始日の直前1年(以下「前審査対象年」という。)の利払前税引前償却前利益の平均の額(以下「平均利益額」という。)

(3) 経営状況

- ア 審査対象年における純支払利息比率(審査対象事業年度における純支払利息額(支払利息から受取利息配当金を控除した額)を審査対象事業年度における売上高(完成工事高及び兼業事業売上高の合計の額をいう。以下同じ。)で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- イ 審査対象年における負債回転期間(基準決算における流動負債と固定負債の合計の額を審査対象事業年度における1月当たり売上高(売上高の額を12で除した額をいう。)で除して得た数値をいう。)
- ウ 審査対象年における総資本売上総利益率(審査対象事業年度における売上総利益の額を基準決算及び基準決算の前期決算における総資本の額(貸借対照表における負債純資産合計の額をいう。以下同じ。)の平均の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- エ 審査対象年における売上高経常利益率(審査対象事業年度における経常利益の額(個人である場合においては事業主利益の額とする。)を審査対象事業年度における売上高で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- オ 基準決算における自己資本対固定資産比率(基準決算における自己資本の額を固定資産の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- カ 基準決算における自己資本比率(基準決算における自己資本の額を総資本の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- キ 審査対象年における営業キャッシュ・フローの額(審査対象事業年度における経常利益の額に減価償却実施額を加え、法人税、住民税及び事業税を控除し、基準決算の前期決算から基準決算にかけての貸倒引当金増減額、売掛債権(受取手形及び完成工事未収入金の合計の額をいう。)増減額、仕入債務(支払手形及び工事未

払金の合計の額をいう。)増減額、棚卸資産(未成工事支出金及び材料貯蔵品の合計の額をいう。)増減額及び未成工事受入金増減額を加減したものを1億で除して得た数値をいう。)及び前審査対象年における営業キャッシュ・フローの額の平均の額

ク 基準決算における利益剰余金の額(基準決算における利益剰余金の額を1億で除して得た数値をいう。)

(4) 技術力

ア 審査基準日において、審査基準日以前に6か月を越える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者(法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはその事業主を含む。以下同じ。)で建設業に従事する職員のうち許可を受けた建設業の種類別の次に掲げる者(以下「技術職員」という。)の数

ただし、一人の職員につき、技術職員として申請することができる建設業の種類数は2までとする。

なお、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けているもの(65歳以下の者に限る。)については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなす。

(ア) 一級監理受講者

建設業法第15条第2号イに該当する者(同法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、同法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者に限る。)

(イ) 一級技術者

建設業法第15条第2号イに該当する者であって(ア)以外の者

(ウ) 監理技術者補佐

建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第28条第1号又は第2号に掲げる者であって、(ア)及び(イ)に掲げる者以外の者

(エ) 基幹技能者等

登録基幹技能者講習(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習をいう。)を修了した者及び建設技能者の能力評価制度に関する告示(平成31年国土交通省告示第460号)第3条第2項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準(以下「能力評価基準」という。)により評価が最上位の区分に該当する者であって(ア)から(ウ)までに掲げる者以外の者

(オ) 二級技術者

建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者、他の法令の規定による免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当すること

となるものを受けた者又は登録基礎ぐい工事試験（建設業法施行規則第7条の3第2号の表とび・土工工事業の項第5号の登録を受けた試験をいう。）若しくは登録解体工事試験（同条第2号の表解体工事業の項第4号の登録を受けた試験をいう。）に合格した者及び能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者であって(ア)から(エ)までに掲げる者以外の者

(カ) その他の技術者

建設業法第7条第2項イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で(ア)から(オ)までに掲げる者以外の者

イ 当期事業年度開始日の直前2年又は3年の各事業年度における発注者から直接請け負った工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した許可を受けた建設業に係る工事の種類別年間平均元請完成工事高（ただし、(1)において、当期事業年度開始日の直前2年の各事業年度における種類別年間平均完成工事高を選択した場合においては、当期事業年度開始日の直前2年の各事業年度における元請完成工事高について算定した年間平均元請完成工事高とし、直前3年の各事業年度における種類別年間平均完成工事高を選択した場合においては、当期事業年度開始日の直前3年の各事業年度における元請完成工事高について算定した年間平均元請完成工事高とする。）

(5) その他(社会性等)

ア 次に掲げる工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

(ア) 審査基準日における雇用保険加入の有無(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出を行っているか否かをいう。)

(イ) 審査基準日における健康保険加入の有無(健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第24条の規定による届出を行っているか否かをいう。)

(ウ) 審査基準日における厚生年金保険加入の有無(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条に規定する届出を行っているか否かをいう。)

(エ) 審査基準日における建設業退職金共済制度加入の有無(中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第6章の独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で同法第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約又はこれに準ずる契約の締結を行っているか否かをいう。)

(オ) 審査基準日における退職一時金制度導入の有無(労働協約において退職手当に関する定めがあるか否か、労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条第3号の2の定めるところにより就業規則に退職手当の定めがあるか否か、中小企業退職金共済法第2条第3項に規定する退職金共済契約を締結しているか否か、又は所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第73条第1項に規定する特定退職金共済団体との間でその行う退職金共済に関する事業について共済契約を締結しているか否かをいう。)又は企業年金制度導入の有無(厚生年金保険法第9章第1節の規定に従って厚生年金基金を設立しているか否か、法人税法(昭和40年法律第34号)附則第20条に規定する適格退職年金契約を締結しているか否か、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)第2条第1項に規定する確定給付企業年金の導入を行

っているか否か又は確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第2条第2項に規定する企業型年金の導入を行っているか否かをいう。)

- (カ) 審査基準日における法定外労働災害補償制度加入の有無(公益財団法人建設業福祉共済団、一般社団法人全国建設業労災互助会、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第27条の2第1項の規定により設立の認可を受けた者であつて、同法第9条の6の2第1項又は同法第9条の9第5項において準用する同法第9条の6の2第1項の規定による認可を受けた共済規程に基づき共済事業を行う者又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3章の規定に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約を締結しているか否かをいう。)

- (キ) 次に掲げる審査基準日又は審査対象年における若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

a 若年技術職員(満35歳未満の技術職員をいう。以下同じ。)の継続的な育成及び確保の状況(審査基準日において、若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15パーセント以上であるか否かをいう。)

b 新規若年技術職員の育成及び確保の状況(審査基準日において、若年技術職員のうち、審査対象年において新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1パーセント以上であるか否かをいう。)

- (ク) 次に掲げる審査対象年又は審査基準日以前3年間の知識及び技術又は技能の向上に関する工事に従事する者の取組の状況

a 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前1年間に、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者(以下「技術者」という。)が取得したCPD単位(公益社団法人空気調和・衛生工学会、一般財団法人建設業振興基金、一般社団法人建設コンサルタント協会、一般社団法人交通工学研究会、公益社団法人地盤工学会、公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会、一般社団法人全国測量設計業協会連合会、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会、一般社団法人全日本建設技術協会、土質・地質技術者生涯学習協議会、公益社団法人土木学会、一般社団法人日本環境アセスメント協会、公益社団法人日本技術士会、公益社団法人日本建築士会連合会、公益社団法人日本造園学会、公益社団法人日本都市計画学会、公益社団法人農業農村工学会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人日本建築家協会、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人日本建築学会、一般社団法人建築設備技術者協会、一般社団法人電気設備学会、一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会、公益財団法人建築技術教育普及センター又は一般社団法人日本建築構造技術者協会(以下「CPD認定団体」という。))によって修得を認定された単位数を、別表第6の1(5)ウ(イ)の左欄に

掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値をいう。)の合計数を、技術者の数(以下「技術者数」という。)で除した数値

- b 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者の数を、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を減じて得た数(以下「技能者数」という。)で除した数値

- (ケ) 次に掲げる審査基準日におけるワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況

- a 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づくえるぼし認定(第1段階)、えるぼし認定(第2段階)、えるぼし認定(第3段階)又はプラチナえるぼし認定の取得状況
- b 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づくくるみん認定、トライくるみん認定又はプラチナくるみん認定の取得状況
- c 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づくユースエール認定の取得状況

- (コ) 審査基準日における建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った日本国内における建設工事のうち、建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な工事、防災協定(国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。))又は地方公共団体との間における防災活動に関する協定をいう。)に基づき行う災害応急対策若しくは契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策(以下「軽微な工事等」という。))以外の全ての建設工事又は軽微な工事等以外の全ての公共工事(同法第2条第2項に規定する公共工事をいう。)において、建設工事に従事する者の就業履歴を建設キャリアアップシステム(一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。)上に蓄積するために必要な措置を実施したか否かをいう。)

- イ 次に掲げる建設業の営業継続の状況

- (ア) 審査基準日までの建設業の営業年数(建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいう。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいう。)

- (イ) 審査基準日における民事再生法又は会社更生法の適用の有無(平成23年4月1日

以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない建設業者であるか否かをいう。)

ウ 審査基準日における防災協定締結の有無

エ 審査対象年における法令遵守の状況(建設業法第28条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがあるか否かをいう。)

オ 次に掲げる審査基準日における建設業の経理に関する状況

(ア) 監査の受審状況(会計監査人若しくは会計参与の設置の有無又は建設業の経理実務の責任者のうち(イ)のaに該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものの提出の有無をいう。)

(イ) 審査基準日における建設業に従事する職員のうち次に掲げるものの数

a 建設業法施行規則第18条の3第3項第2号イに該当する者、登録経理試験(建設業法施行規則第18条の3第3項第2号ロに規定する試験をいう。bにおいて同じ。)の一级試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、登録経理講習(建設業法施行規則第18条の3第3項第2号ハに規定する講習をいう。bにおいて同じ。)の一级講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び建設業法施行規則第18条の3第3項第2号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者を定める告示(令和2年国土交通省告示第1060号)第1号、第3号又は第5号に掲げる者

b 登録経理試験の二级試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの、登録経理講習の二级講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び建設業法施行規則第18条の3第3項第2号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者を定める告示第二号又は第四号に掲げる者であって、イに掲げる者以外の者

カ 審査対象年及び前審査対象年における研究開発費の額の平均の額(以下「平均研究開発費の額」という。ただし、会計監査人設置会社において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って処理されたものに限る。)

キ 審査基準日における建設機械の保有状況(自ら所有し、又はリース契約(審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているものに限る。)により使用する建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の自動車検査証をいう。)において車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載があるもの並びに労働安全衛生

法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に規定する作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別表7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械の合計台数（以下「建設機械の所有及びリース台数」という。）をいう。）

ク 次に掲げる審査基準日における国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況（認証範囲に建設業が含まれていないもの及び認証範囲が一部の支店等に限られているものは除く。）

(ア) エコアクション21による認証の状況

(イ) 国際標準化機構第9001号による登録の状況

(ウ) 国際標準化機構第14001号による登録の状況

2 第6条第1項に定める業務の資格審査は、申請書及びその添付書類に基づき、次の各号に掲げる事項について、別表第6の2に定めるところによりそれぞれの数値を付与した上、算出した総合数値

（業務の実績の付与数値

$$\times \left[1 + \frac{\text{経営規模の各項目の付与数値の合計値} + \text{経営状況の各項目の付与数値の合計値}}{120} \right]$$

の式により得た数値をいう。）に対応する別表第3の2の資格区分欄に掲げる等級に格付けして行うものとする。

(1) 業務の実績

申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（以下「業務の審査基準日」という。）の直前2年の事業年度の決算に基づいて算定した主として請け負う業務の種類別年間平均実績高

(2) 経営規模

ア 業務の審査基準日の直前の事業年度の決算（以下この項において「基準決算」という。）における自己資本額（法人である場合においては、資本金に新株式払込金（又は新株申込証拠金）、準備金、積立金及び繰越金の額を加えた額を、個人である場合においては次年度繰越純資本金の額をいう。以下同じ。）

イ 業務の審査基準日の前日において業務に従事する技術職員及び技術職員以外の職員（臨時及び常用労務者又はこれに準ずる者を除く。）の数

(3) 経営状況

ア 基準決算に基づく流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。以下同じ。）

イ 基準決算に基づく自己資本固定比率（自己資本額を固定資産の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

ウ 業務の審査基準日の直前1年の事業年度の決算に基づく総資本純利益率（純利益

の合計額を基準決算における総資本の額(法人である場合においては流動負債、固定負債、資本金、新株式払込金(又は新株申込証拠金)、法定準備金及び剰余金の額を、個人である場合においては流動負債、固定負債、引当金、純資本金、当年利益金及び事業主借勘定の額の合計額をいう。)で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)

エ 業務の営業を始めた日から業務の審査基準日の前日までの営業年数

- 3 第6条第2項の資格は、申請書及びその添付書類に基づき、次の各号に掲げる事項について、別表第7に定めるところによりそれぞれの数値を付与し、その総合数値(付与数値の総和により得た数値をいう。以下同じ。)に対応する別表第5の1の資格区分欄に掲げる等級に格付けする。

(1) 製造の実績

製造の資格審査を行う年の1月1日(以下「製造の審査基準日」という。)の直前2年の営業年度の決算に基づいて算定した年間平均実績高

(2) 経営規模

ア 製造の審査基準日の直前の営業年度の決算(以下この項において「基準決算」という。)における自己資本額(法人にあっては、資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額を、個人にあっては純資本の金額をいう。以下同じ。)

イ 基準決算における機械設備等の価額の合計額

(3) 経営状況

ア 基準決算に基づく流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。以下同じ。)

イ 製造の営業を始めた日から製造の審査基準日までの営業年数

- 4 第6条第3項の資格は、申請書及びその添付書類に基づき、次の各号に掲げる事項について、別表第8に定めるところによりそれぞれの数値を付与し、その総合数値に対応する別表第5の2の資格区分欄に掲げる等級に格付けする。

(1) 販売等の実績

物品の買入れ等の資格審査を行う年の1月1日(以下「物品の買入れ等の審査基準日」という。)の直前2年の営業年度の決算に基づいて算定した年間平均実績高

(2) 経営規模

物品の買入れ等の審査基準日の直前の営業年度の決算(以下この項において「基準決算」という。)における自己資本額

(3) 経営状況

ア 基準決算に基づく流動比率

イ 販売の営業を始めた日から物品の買入れ等の審査基準日までの営業年数

- 5 第6条第4項の資格は、申請書及びその添付書類に基づき、次の各号に掲げる事項について、別表第8に定めるところによりそれぞれの数値を付与し、その総合数値に対応する別表第5の3の資格区分欄に掲げる等級に格付けする。

(1) 販売等の実績

物品の売払いの資格審査を行う年の1月1日(以下「物品の売払いの審査基準日」とい

う。)の直前2年の営業年度の決算に基づいて決算した年間平均実績高

(2) 経営規模

物品の売払いの審査基準日の直前の営業年度の決算(以下この項において「基準決算」という。)における自己資本額

(3) 経営状況

ア 基準決算に基づく流動比率

イ 買受の営業を始めた日から物品の売払いの審査基準日までの営業年数

(資格審査の特例)

第14条 前条第1項から第4項までの規定による場合において、競争参加申請者が組合(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に規定する組合であり、かつ、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が官公需適格組合として証明した組合をいう。ただし、工事及び業務の資格審査にあつては、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合に限る。以下同じ。)である場合の前条第1項から第4項までに掲げる事項の数値の算出は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 第6条第1項に定める工事の資格審査

ア 工事の実績

種類別年間平均完成工事高は、組合と関係組合員(当該組合の理事又は当該組合の理事が役員となっている法人で、かつ、建設業法第3条第1項の許可を受けている組合員とし、その数は10以内とする。以下この号において同じ。)との和とする。

イ 経営規模

自己資本額及び利払前税引前償却前利益は、組合と関係組合員との和とする。

ウ 経営状況

組合と関係組合員とのそれぞれの数値の和の算術平均値とする。

エ 技術力

技術職員の数及び種類別年間平均元請完成工事高は、組合と関係組合員との和とする。

オ その他(社会性等)

組合と関係組合員とのそれぞれの数値の和の算術平均値とする。

(2) 第6条第1項に定める業務の資格審査

ア 業務の実績

種類別年間平均実績高は、組合と関係組合員(当該組合を直接又は間接に構成する組合及び事業者で、当該申請において受注を希望する業種に係る事業と同一の事業を行っている者をいう。以下この号において同じ。)との和とする。ただし、関係組合員の実績高は、当該組合に委託し又は当該組合から委託を受けた測量等及び他の関係組合員に委託した測量等に係る実績高を除くものとする。

イ 経営規模

自己資本額並びに技術職員及び技術職員以外の職員の数は、組合と関係組合員との和とする。

ウ 経営状況

組合と関係組合員とのそれぞれの数値の和の算術平均値とする。

(3) 第6条第2項の資格

ア 製造の実績

年間平均実績高は、組合と関係組合員（当該組合を直接又は間接に構成する組合及び事業者で、当該申請において受注を希望する品目に係る事業と同一の事業を行っている者をいう。以下同じ。）との和とする。ただし、関係組合員の実績高は、当該組合に委託し又は当該組合から委託を受けた生産等及び他の関係組合員に委託した生産等に係る実績高を除くものとする。

イ 経営規模

自己資本額及び設備の額は、組合と関係組合員との和とする。

ウ 経営状況

組合と関係組合員とのそれぞれの数値の和の算術平均値とする。

(4) 第6条第3項の資格

ア 販売等の実績

年間平均実績高は、組合と関係組合員（当該組合を直接又は間接に構成する組合）との和とする。ただし、当該組合の実績高は、関係組合員に対する販売等に係る実績高を除き、関係組合員の実績高は、当該組合に委託し又は当該組合から委託を受けた販売等及び他の関係組合員に委託した販売等に係る実績高を除くものとする。

イ 経営規模

自己資本額は、組合と関係組合員との和とする。

ウ 経営状況

組合と関係組合員とのそれぞれの数値の和の算術平均値とする。

- 2 前条第1項の資格審査を行う場合において、競争参加申請者が外国建設業者（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）附則第2項に規定する外国建設業者をいう。）である場合の前条第1項に掲げる事項の数値の算出は、第12条第1項第1号ウに定める総合評定値通知書の数値をもって代えるものとする。
- 3 前条第1項の資格審査を行う場合において、競争参加資格者が経常建設共同企業体（建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力、施工力を強化することを目的として結成した共同企業体であって、別に定める要件を満たすものをいう。）である場合の前条第1項に掲げる数値の算出は、第1項第1号の規定に準じて行うものとする。この場合において、共同企業体の結合の強弱又は施工能力等を勘案し、必要と認められるときは、算出して得た総合数値を増加させる調整を行うことができるものとする。
- 4 前条第1項から第4項まで及び第1項の規定による場合において、競争参加申請者の営業年度が営業を開始した後2年に満たないときは、当該競争参加申請者の年間平均の完成工事高又は実績高に相当する額の認定について、あらかじめ法務大臣の承認を得なければならない。

(資格審査の結果通知)

第15条 契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号。以下「規則」という。)第4条に規定する通知は、第6条第1項の規定による資格については、審査後遅滞なく第11号様式1による資格決定通知書を送付して行わなければならない。また、第6条第2項から第4項までの規定による資格については、取りまとめた省庁が各省庁の承認を得て、第11号様式2による資格審査結果通知書を送付することとなるので、法務省大臣官房会計課長は、取りまとめ省庁から審査結果の承認要請があれば確認しなければならない。

(競争に参加しようとする者に対する通知)

第16条 会計事務管理者等は、特例政令第8条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請があった場合において、開札の日時までその資格審査が終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

(資格の有効期間)

第17条 第13条の規定により、第6条に定める資格を有する者(以下「有資格者」という。)として認定した資格は、次の定期審査を行う年の3月31日まで有効とする。

(有資格者名簿)

第18条 第6条第1項の規定による資格について、法務省大臣官房施設課長は、工事の有資格者として認定された者について、資格の種類別に第12号様式1、2による有資格者名簿を作成しなければならない。また、第6条第2項から第4項までの規定による資格について、取りまとめ省庁が第12号様式3による一般競争(指名競争)参加資格者名簿を作成するので、契約担当官等は、定期審査時に取りまとめ省庁から送付があった当該名簿を備えなければならない。

(有資格者名簿の送付等)

第19条 法務省大臣官房施設課長は、前条の規定により有資格者名簿を作成したときは、遅滞なく当該名簿を関係の契約担当官等に送付しなければならない。また、法務省大臣官房会計課長は、第6条第2項から第4項までの規定による資格について、随時審査時に取りまとめ省庁から送付があった当該名簿を各庁の契約担当官等に提供しなければならない。

(一般競争に参加させることができない場合)

第20条 会計事務管理者等は、有資格者として認定された者が第8条各号の一に該当するものと認められたときは、一般競争に参加させることができない。

なお、工事の有資格者については、法務省大臣官房施設課長は、当該資格の認定を取り消さなければならない。

- 2 法務省大臣官房施設課長は、前項の規定により資格の認定を取り消したときは、遅滞なくその者に第13号様式による資格取消通知書を送付しなければならない。
- 3 会計事務管理者等は、第1項の規定により一般競争に参加させることができない者と認めたとき又は資格の認定を取り消したときは、遅滞なくその旨を関係の契約担当官等に通知しなければならない。ただし、当該契約担当官等が会計事務管理者等と同一人であるときは、この限りではない。

(一般競争に参加させないことができる場合)

第21条 会計事務官管理者等は、有資格者として認定された者が令第71条第1項各号の一に該当し、又は手形の不渡処分を受けたと認められたときは、一般競争に参加させないことができる。

なお、工事の有資格者については、法務省大臣官房施設課長は、当該資格の認定を取り消すことができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により資格の認定を取り消した場合に準用する。

(申請内容の変更等)

第22条 会計事務管理者等は、有資格者名簿に記載された者について次の各号に掲げる事項に変更があった場合は、第14号様式による競争(契約)参加資格審査申請書変更届(以下「変更届」という。)を提出させるものとする。

- (1) 住所
- (2) 商号又は名称及び電話番号(ファクシミリ番号を含む。)
- (3) 代表者
- (4) 競争参加を希望する地域
- (5) 許可・登録等の状況
- (6) 営業所(営業所名、所在地、電話・ファクシミリ番号)
- (7) 希望する資格の種類
- (8) 営業品目

2 前項の変更届には、次の各号に掲げる事項ごとに、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。なお、第6条第2項から第4項までの有資格者については、資格審査結果通知書の写しを添付するほか、前項第3号に掲げる事項に変更があった場合は、令第70条第3号に該当しないことの誓約(第14号様式別紙3)を提出するものとする。

- (1) 法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合
登記事項証明書等(又は登記簿抄本)の写し
- (2) 個人の住所及び氏名に係る変更の場合
住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本(又は抄本)の写し
- (3) 許可・登録等の状況に係る変更の場合
許可・登録等の証明書の写し
- (4) 希望する資格の種類
「物品の製造」を追加する場合は、直近の財務諸表の写しと申請書様式(第3号様式)の「設備の額」及び「主要の設備の規模」の欄と同様の記載をした適宜様式

3 法務省大臣官房施設課長は、第6条第1項の規定による資格の申請内容について第1項の変更届があったときは、当該名簿の記載内容を変更しなければならない。

4 会計事務管理者は、第6条第2項から第4項までの規定による資格の申請内容について第1項の変更届けがあったときは、受理した変更届の写しを取りまとめ省庁あて送付しなければならない。

5 第20条第3項の規定は、第3項の規定により当該名簿の記載内容を変更した場合に準用

する。

(契約担当官等が定める一般競争参加者の資格)

第23条 令第73条の規定により契約担当官等が有資格者につき更に定める必要な資格は、次の各号に掲げる事項を基準として定めるものとする。

- (1) 施工場所又は納入場所等のため特別の地理的条件を必要とする場合においては、当該地理的条件に関する事項
 - (2) 契約の性質又は目的により、特殊な技術、機械器具又は生産設備等を有する者に行わせることを必要とする場合においては、当該特殊な技術、機械器具又は生産設備等に関する事項
 - (3) 銘柄を指定することを必要とする場合においては、当該銘柄に関する事項
- 2 契約担当官等は、前項各号に掲げる事項以外の事項について、令第73条の規定による資格を定めようとするときは、あらかじめ法務大臣の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第24条 第6条に定める資格についての審査等に関する事務を行う職員は、当該審査等において特に知ることのできた競争参加申請者の業務上の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。

第2節 競争等

(有資格者名簿による一般競争)

第25条 契約担当官等は、工事、業務、製造の請負、物品の買入れ等又は物品の売払いの契約について一般競争に付そうとするときは、第18条又は第19条の規定により送付等された有資格者名簿に記載された者のうち、その者の等級に対応する別表第3の2、第5の1、第5の2又は第5の3の参加できる予定価格の範囲欄に掲げる予定価格の範囲が当該競争に付そうとする事項の予定価格を超える等級に属する有資格者(以下「等級適格者」という。)でなければ、当該競争に参加させることができない。

- 2 契約担当官等は、物品の売払い契約について一般競争に付そうとするときは、第18条又は第19条の規定により送付された有資格者名簿に記載された者のうち、当該売払いに係る物品と同種の物品を取り扱うことができる者でなければ、当該競争に参加させることができない。

(苦情の処理)

第26条 会計事務管理者等は、特例政令の規定が適用される調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他同契約に係る苦情の処理に当たらなければならない。

(一般競争参加者の特例)

第27条 契約担当官等は、次の各号に掲げる場合において、契約の性質又は目的により、一般競争を有利に行うことができると認められるときは、第25条第1項の規定にかかわらず、等級適格者のほか直近下位の等級に属する有資格者を当該競争に参加させることができる。

- (1) 等級適格者が少数である場合
- (2) 緊急を要する工事若しくは製造の請負又は物品の買入れ等の契約を締結する場合
- (3) 特別の技術又は経験を必要とする工事又は製造の請負契約を締結する場合

2 契約担当官等は、別表第9の1に掲げる契約については、次のいずれかを満たす者を上位等級の競争に参加させることができる。

- (1) 当該競争に係る物件と同等以上の仕様の物件を製造した実績等を証明できる者
- (2) 別表第9の2の技術力評価の数値を別表第7の付与数値合計に加算した場合に、当該競争に係る等級に相当する数値となる者
- (3) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第15項の規定による特定補助金等（廃止前の新事業創出促進法（平成10年法律第152号）第2条第7項に規定する特定補助金等を含む。以下「中小企業技術革新制度の特定補助金等」という。）の交付を受けた中小企業者等であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明することができる者
- (4) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第108条第1項の規定に基づき株式会社産業革新投資機構の支援決定（廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第30条の25第1項の規定に基づく支援決定及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成30年法律第26号）による改正前の産業競争力強化法第99条第1項の規定に基づく支援決定を含む。次項第3号において同じ。）を受けた対象事業者又は当該対象事業者の出資先事業者であって、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明することができる者
- (5) 未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）に基づき、グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup）に選定された事業者であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明することができる者

3 前項の場合には、競争参加時に次の各号に定める書類を提出させるものとする。

- (1) 前項第1号の場合は、過去に製造した物件等の仕様書（仕様が明記されたカタログ等を含む。当該競争における要求仕様を完全に満足するものに限る。）、その製造した物件等の受注及び納入の実績が確認できる注文書並びに納入物受領等確認書類
- (2) 前項第2号の場合は、当該競争物件等に関連する特許に係る特許証の写し、特許公報の写し及び特許の概要説明書（海外で取得した特許については、和文訳を添付する。）若しくは当該競争物件の製造等に携わる従業員が保有する技術士登録証の写し又は技能士資格証（特級、1級、単一等級に限る。）の写し
- (3) 前項第3号の場合は、中小企業技術革新制度の特定補助金等の交付先であった中小企業者等であること及び当該入札に係る物件等と同等以上の仕様の物件等を製造し、又は提供する技術力があることを証明する書類
- (4) 前項第4号の場合は、株式会社産業革新投資機構の支援決定を受けた対象事業者又は当該対象事業者の出資先事業者であること及び当該入札に係る物件等と同等以上の仕様の物件等を製造し、又は提供する技術力があることを証明する書類
- (5) 前項第5号の場合は、グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup）に選定された事業者であること及び当該入札に係る物件等を製造し、又は提供する技術力があることを証明する書類

（定期預金証書等の保管）

第28条 契約担当官等は、規則第5条第2項若しくは第3項又は第7条の規定により、一般競争に参加しようとする者から定期預金債権に係る証書等を提出させたときは、保管有価証券取扱主任官である職員に命じて、これらを保管させるものとする。

(契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とし
ない場合の基準)

第29条 工事又は製造その他の請負契約(予定価格が1,000万円を超えるものに限る。)についての令第85条(令第98条において準用する場合を含む。)に規定する基準は、次のものとする。

なお、他省庁に支出負担行為を委任しているものについては、当該省庁の基準によるものとする。

(1) 工事の請負契約についての基準

当該契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当官等の定める割合を当該契約の予定価格に乗じて得た額に満たない場合とする。

なお、この基準により契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当官等が定める割合の算定は、別に定めるものとする。

(2) 製造その他の請負契約についての基準

当該契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8.5までの範囲内で契約担当官等の定める割合を当該契約の予定価格に乗じて得た額に満たない場合とする。

なお、この基準により契約ごとに10分の6から10分の8.5までの範囲内で契約担当官等が定める割合の算定は、別に定めるものとする。

第3章 指名競争契約

(指名競争についての法務大臣の承認)

第30条 契約担当官等は、令第102条の4第1号、第2号、第5号又は第6号の規定に該当する場合を除き、指名競争に付そうとする場合には、あらかじめその理由を明らかにして法務大臣の承認を得なければならない。

(指名競争参加者の資格)

第31条 工事、業務若しくは製造の請負契約又は物品の買入れ等若しくは売払いの契約についての指名競争に参加する者に必要な資格は、それぞれの契約についての一般競争に参加する者に必要な資格と同一とする。

(指名基準)

第32条 契約担当官等は、競争に参加する者を指名する場合には、次の各号に定める基準を総合勘案して公正に行わなければならない。

- (1) 著しい経営状況の悪化、資産の減少又は信用度の低下がないと認められる者であること
- (2) 必要な原材料、労務等を容易に調達し得ると認められる者又は一定地域内に営業所等を有する者のみを競争に参加させることが特に有利であると認められる場合には、当該原材料、労務等を容易に調達し得ると認められる者又は当該地域内に営業

所等を有する者であること

- (3) 契約の性質又は目的により、特殊な技術、機械器具又は生産設備等を有する者に行わせる必要があるときは、当該技術、機械器具又は生産設備等を有すると認められる者であること
- (4) 特定の銘柄に係る物品又は特定機関の検定、基準若しくは標準規格等に合格した物品を原材料として使用し、又は給付させるときは、当該銘柄に係る物品を使用し、又は給付することができるものと認められる者であること

(準用規定)

第33条 第15条、第16条及び第25条から第29条までの規定は、指名競争の場合に準用する。

(指名競争参加者の制限)

第34条 契約担当官等は、競争に参加する者を指名する場合において、前条において準用する第27条第1項(第1号に掲げる場合を除く。)の規定により等級適格者の直近下位の等級に属する有資格者を当該競争に特別に参加させようとするときは、これらの者の数は、指名しようとする者の総数の半数以下としなければならない。

第4章 随意契約

(随意契約についての法務大臣の承認)

第35条 契約担当官等は、令第102条の4第3号、第4号若しくは第7号又は予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第558号)第5条第1項第1号及び特例政令の適用を受けるものにあつては特例政令第13条第1項各号の規定に該当する場合を除き、随意契約による場合には、あらかじめその理由を明らかにして法務大臣の承認を得なければならない。

(随意契約登録者名簿)

第36条 契約担当官等は、随意契約の相手方になろうとする者(有資格者名簿に記載されている者及び特別の事情がある者を除く。)から、随時に登記事項証明書等を添付した第15号様式による随意契約登録申請書を提出させるものとする。

- 2 契約担当官等は、前項の申請に基づき、当該申請者の信用度その他の事情を勘案して、契約の履行が確実であると認められる者について、第16号様式による随意契約登録者名簿を作成するものとする。

(随意契約の相手方)

第37条 契約担当官等は、随意契約を締結する場合には、特別の事情がある場合を除き、有資格者名簿又は随意契約登録者名簿に記載された者を当該契約の相手方とするものとする。

(予定価格調書の作成等の省略)

第38条 契約担当官等は、法令に基づいて取引価格(料金を含む。以下同じ。)が定められていることその他特別の理由があることにより、特定の取引価格によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められる場合における随意契約については、予定価格調書の作成を省略し、又は見積書の徴取を省略することができる。

- 2 契約担当官等は、前項の規定によるほか、次の表の左欄に掲げる契約の種類ごとに、予定価格(物件の借入れにあつては予定賃借料の、物件の貸付けにあつては予定賃貸料

の年額又は総額とする。以下同じ。)が同表の予定価格の左欄に掲げる額を超えない随意契約について予定価格調書の作成を省略し、又は予定価格が同表の予定価格の右欄に掲げる額を超えない随意契約について見積書の徴取を省略することができる。

契 約 の 種 類	予 定 価 格	
工事又は製造の請負	100万円	50万円
財産の買入れ	100万円	30万円
物件の借入れ	50万円	50万円
財産の売払い	30万円	30万円
物件の貸付け	20万円	20万円
その他のもの	60万円	30万円

第5章 契約の締結

(契約書の作成を省略することができる場合)

第39条 令第100条の2第1項第4号の規定により、次の各号に掲げる場合における随意契約については、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号)第1条第3項に規定する会社から運送の提供を受ける場合
- (2) 令第102条の2の第1号から第4号までに掲げる電気事業者、ガス事業者、水道事業者、工業用水道事業者又は電気通信事業者から電気、ガス、水又は電気通信役務の供給又は提供を受ける場合

2 契約担当官等は、前項各号に掲げる場合を除き、令第100条の2第1項第1号に規定する契約金額を超える随意契約について契約書の作成を省略するには、あらかじめその理由を明らかにして法務大臣の承認を得なければならない。

(請書の徴取)

第40条 規則第15条の規定により契約担当官等が徴する請書は、工事又は業務の請負契約にあつては第17号様式により、製造の請負、物品の買入れ等契約にあつては第18号様式により、物品の売払い契約にあつては第19号様式により作成させるものとする。この場合において、規則第28条第2項に規定する方法により電磁的記録をもって作成するときは、第19号の2様式によるものとする。

(準用規定)

第41条 第28条の規定は、規則第17条第2項において準用する規則第5条第2項若しくは第3項又は第7条の規定により、契約の相手方から定期預金債権に係る証書等を提出させた場合に準用する。

第6章 契約の履行

(監督又は検査を他の職員に行わせる場合)

第42条 会計事務管理者等は、特に必要があるときは、その所属の契約担当官等が締結した契約についての監督又は検査を、当該契約担当官等及びその補助者以外の法務省所属

の職員に行わせることができる。この場合において、当該職員が法務省所管の他の庁に所属する職員であるときは、当該他の庁の長の同意を得なければならない。

- 2 会計事務管理者は、その所属の契約担当官等が締結した契約についての監督又は検査を、他の各省各庁所属の職員に行わせる必要があると認めるときは、その旨を法務大臣に具申しなければならない。

(監督・検査の兼職)

第43条 令第101条の7に規定する特別の必要がある場合は、次の各号の一に該当し、かつ、契約の性質又は目的により監督の職務と検査の職務とを兼ねることによって弊害の生ずるおそれがないと認められる場合とする。

- (1) 監督又は検査を行う職員の数が僅少であること
- (2) 監督又は検査を行う場所が遠隔地にあること

- 2 会計事務管理者又は契約担当官等は、前項に定める場合を除き、監督の職務と検査の職務を兼ねさせるには、あらかじめ法務大臣の承認を得なければならない。

(検査調書の作成等)

第44条 令第101条の9第1項の規定により作成する検査調書は、第20号様式によるものとする。この場合において、規則第28条第2項に規定する方法により電磁的記録をもって作成するときは、第20号の2様式によるものとする。

- 2 検査を行う職員は、規則第24条の規定により検査調書の作成を省略できる場合においても、検査調書の作成に代え第20号様式に準じ、給付の完了の確認を証する適宜の書面を作成するか、又は契約の相手方からの請求書若しくは回議書等に検査年月日を記入の上記名して検査の完了の事績を明らかにしておくものとする。

第7章 雑則

(競争に参加させないことができる者についての報告)

第45条 契約担当官等は、令第102条の規定により報告をするには、会計事務管理者を経由してしなければならない。

- 2 会計事務管理者は、前項の規定により契約担当官等から報告書の提出を受けたときは、当該報告に係る事項に関する意見を記載した書面を当該報告書に添付して法務大臣に送付しなければならない。

(契約事務取扱の特例)

第46条 会計事務管理者又は契約担当官等は、契約に関する事務の取扱いでこの訓令の規定により難しいものについては、法務大臣の承認を得て特別の取扱いをすることができる。

附 則(平成12年12月26日会訓第1702号)

- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。ただし、平成12年度の予算に係る契約に関する事務については、なお従前の例による。
- 2 改正前の様式による用紙は、平成12年度中の随時審査及び変更届について、これを使用するものとする。
- 3 工事及び業務の請負契約の平成13年度及び14年度の競争参加資格審査申請書について、第11条第2項の規定による提出期限については、なお従前の例による。

附 則(平成14年4月1日会訓第578号)

- 1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日までに入札契約の手續に着手していた場合における当該入札契約については、この訓令は、適用しない。

附 則(平成14年11月25日会訓第1652号)

この訓令は、平成14年12月1日から施行する。ただし、平成14年度の一般競争(指名競争)参加資格に係る随時審査については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月31日会訓第826号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年10月20日会訓第1656号)

この訓令は、平成18年10月20日から施行する。

附 則(平成19年3月30日会訓第798号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日会訓第805号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月25日会訓第394号)

この訓令は、平成20年3月1日から施行する。

附 則(平成20年3月21日会訓第649号)

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の予算に係る歳入及び歳出に関する事務の処理並びに平成19年度以前の予算に係る歳入及び歳出に関する事務の委任については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月18日会訓第563号)

- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の予算に係る歳入及び歳出に関する事務の処理並びに平成20年度以前の予算に係る歳入及び歳出に関する事務の委任については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月31日会訓第815号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月29日会訓第1367号)

この訓令は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成22年3月19日会訓第539号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日会訓第703号)

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の予算に係る歳入及び歳出に関する事務の処理並びに平成21年度以前の予算に係る歳入及び歳出に関する事務の委任については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月25日会訓第647号)

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の予算に係る歳入及び歳出に関する事務の処理並びに平成22年度以前の予算に係る歳入及び歳出に関する事務の委任については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月28日会訓第947号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年11月27日会訓第55号)

この訓令は、平成24年12月1日から施行する。ただし、平成24年度の一般競争(指名競争)参加資格に係る随時審査については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月31日会訓第4号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年7月25日会訓第7号)

この訓令は、次の各号に掲げる官署について、各号に定める日から施行する。

(1) 法務省本省、法務総合研究所及び公安審査委員会 平成26年8月1日

(2) 第1号掲記の官署以外の官署 別途通知する日(平成28年4月1日(平成28年3月30日付け法務省会第1107号会計課長依命通知「法務省所管契約事務取扱規程の一部を改正する訓令」(平成26年法務省会訓第7号大臣訓令)の施行日について))

附 則(平成26年11月28日会訓第9号)

この訓令は、平成26年12月1日から施行する。ただし、平成26年度の一般競争(指名競争)参加資格に係る随時審査については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月31日会訓第3号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日会訓第2号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年11月22日会訓第3号)

この訓令は、平成28年12月1日から施行する。ただし、平成28年度の一般競争(指名競争)参加資格に係る随時審査については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月31日会訓第5号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月14日会訓第7号)

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(平成30年3月26日会訓第1号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年11月30日会訓第2号)

この訓令は、平成30年12月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日会訓第4号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月27日会訓第1号)

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和元年7月3日会訓第2号)

この訓令は、令和元年7月16日から施行する。

附 則(令和2年3月27日会訓第2号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年1月28日会訓第1号)

この訓令は、令和3年2月1日から施行する。

附 則(令和3年3月22日会訓第2号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月25日会訓第1号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日会訓第76号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日会訓第135号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日会訓第138号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年7月29日会訓第251号)

この訓令は、令和6年8月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

部 局 等	契 約 担 当 官	契 約 担 当 官 代 理	委任する事務の範囲
法務省本省			
法務総合研究所	法務省大臣官房会計課長	法務省大臣官房長	当該部署等における支出の原因となる契約外の契約(前渡資金の支払の原因となる契約を除く。)に関する事務
公安審査委員会			
法務省本省	法務省民事局長	法務省民事局民事第一課長	破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)附則第4項及び解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令(昭和23年政令第238号)に係る契約に関する事務
最高検察庁	検事総長	次長検事	当該部署等における支出の原因となる契約以外の契約(前渡資金の支払の原因となる契約を除く。)に関する事務
高等検察庁	検事長	高等検察庁次席検事	上記に同じ。
高等検察庁支部	検事正	地方検察庁次席検事	上記に同じ。
地方検察庁			
法務局	法務局長	法務局総務部長 総務部長の設置されていない庁 にあつては、総務管理官	上記に同じ。
地方法務局	地方法務局長	地方法務局次長 次長の設置されていない庁 あつては、総務課長	上記に同じ。
矯正管区	矯正管区長	矯正管区第一部長	上記に同じ。
矯正研修所支所			
矯正研修所			
東日本成人矯正医療センター	東日本成人矯正医療センター一長	東日本成人矯正医療センター総務部長	上記に同じ。
東日本少年矯正医療・教育センター			
東京西少年鑑別所			

部 局 等	契 約 担 当 官	契 約 担 当 官 代 理	委任する事務の範囲
刑務所（東日本成人矯正医療センター、市原所、山形刑務所、市原刑務所、富山刑務所、福井刑務所、鳥取刑務所及び松山刑務所を除く。）	刑務所長	刑務所総務部長	上記に同じ。
帯広刑務所	帯広刑務所長	帯広刑務所総務部長	上記に同じ。
釧路少年鑑別支所			
山形刑務所	山形刑務所長	山形刑務所総務部長	上記に同じ。
山形少年鑑別支所			
市原刑務所	市原刑務所長	市原刑務所総務部長	上記に同じ。
市原青年矯正センター			
富山刑務所	富山刑務所長	富山刑務所総務部長	上記に同じ。
富山少年鑑別支所			
福井刑務所	福井刑務所長	福井刑務所総務部長	上記に同じ。
福井少年鑑別支所			
鳥取刑務所	鳥取刑務所長	鳥取刑務所総務部長	上記に同じ。
鳥取少年鑑別支所			
松山刑務所	松山刑務所長	松山刑務所総務部長	上記に同じ。
松山少年鑑別支所			
少年刑務所（函館少年刑務所及び市原青年矯正センターを除く。）	少年刑務所長	少年刑務所総務部長	上記に同じ。
函館少年刑務所	函館少年刑務所長	函館少年刑務所総務部長	上記に同じ。
函館少年鑑別支所			
拘置所（京都拘置所を除く。）	拘置所長	拘置所総務部長	上記に同じ。
京都拘置所	京都拘置所長	京都拘置所総務部長	上記に同じ。
奈良少年鑑別支所			
少年院（盛岡少年院及び岡山少年院を除く。）	少年院長	少年院次長	上記に同じ。
盛岡少年院	盛岡少年院長	盛岡少年院次長	上記に同じ。
盛岡少年鑑別支所			

部 局 等	契 約 担 当 官	契 約 担 当 官 代 理	委任する事務の範囲
岡山少年院	岡山少年院長	岡山少年院次長	上記に同じ。
岡山少年鑑別所			
少年鑑別所（奈良少年鑑別所、岡山少年鑑別所及び松山少年鑑別所を除く。）	少年鑑別所長	少年鑑別所次長 鑑別の設置されていない庁においては、庶務課長	上記に同じ。
地方更生保護委員会 保護観察所	地方更生保護委員会委員長	地方更生保護委員会事務局長	上記に同じ。
出入国在留管理庁（施設等機関及び地方支分部局を除く。）	出入国在留管理庁次長	出入国在留管理庁総務課長	上記に同じ。
入国者収容所	入国者収容所長	入国者収容所次長 地方出入国在留管理局次長又は 地方出入国在留管理局監理官 （2人以上次長の設置されている 庁においては、地方出入国在留 管理局長の指定する次長） 公安調査庁総務部総務課長	上記に同じ。
地方出入国在留管理局	地方出入国在留管理局長		上記に同じ。
公安調査庁	公安調査庁総務部長		上記に同じ。
公安調査局	公安調査局長	公安調査局総務部長	上記に同じ。
公安調査事務所			

別表第2 (第5条関係)

法務省大臣官房長
法務省大臣官房参事官
法務省大臣官房会計課監査室長

別表第3 (第6条、第13条、第25条関係)

1 工事及び業務の業種区分

番号	業	種	区	分	番号	業	種	区	分
01	土	木	一	式	18	防	水	工	事
02	建	築	一	式	19	内	装	上	工
03	大		工	工	20	機	械	器	置
04	左	官	工	工	21	熱	絶	縁	工
05	と	び・	土	工・	22	電	気	通	信
06	石		工	工	23	造	園	井	工
07	屋	根	工	工	24	さ	く	井	工
08	電	気	工	工	25	建	具	工	工
09	管		工	工	26	水	道	施	工
10	タ	イル・	れん	が・	27	消	防	施	工
11	鋼	構	造	物	28	清	掃	施	工
12	鉄	筋	工	工	29	解	体	工	工
13	舗	装	工	工	30	測			量
14	し	ゆ	ん	せ	31	建	築	関係	建設
15	板	ラ	金	ス	32	土	木	関係	建設
16	ガ		工	工	33	補	償	関係	建設
17	塗	装	工	工	34	地	質	調	査

2 工事及び業務の資格区分

業種区分	資格区分	参加できる工事等の予定価格の範囲	総合数値 (第13条第1項・第2項)
土木一式工事 建築一式工事	A	8億1,000万円 以上	1,200 以上
	B	3億円 以上 8億1,000万円 未満	1,000 以上 1,200 未満
	C	6,000万円 以上 3億円 未満	850 以上 1,000 未満
	D	6,000万円 未満	850 未満
電管 気工 工事	A	2億円 以上	1,100 以上
	B	5,000万円 以上 2億円 未満	850 以上 1,100 未満
	C	5,000万円 未満	850 未満
大工工事 左官工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 屋根工事 タイル・れんが・ブロック工事 鋼構造物工事 鉄筋工事 舗装工事 しゅんせつ工事 板金工事 ガラス工事 塗装工事 防水工事 内装仕上工事 機械器具設置工事 熱絶縁工事 電気通信工事 造園工事 さく井工事 建具工事 水道施設工事 消防施設工事 清掃施設工事 解体工事 測量 建築関係建設コンサルタント業務 土木関係建設コンサルタント業務 補償関係建設コンサルタント業務 地質調査業務	区分 なし	区 分 な し	

備考 「財務大臣が定める額」は、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める区分及び財務大臣の定める額」のうち、「特定役務のうち建設工事の調達契約」の区分に応じた額を指す。

別表第4(第6条関係)

1 製造の営業品目

番号	営 業 品 目	番号	営 業 品 目
101	衣 類 ・ そ の 他 の 繊 維 製 品 類	115	一 般 ・ 産 業 用 機 器 類
102	ゴ ム ・ 皮 革 ・ プ ラ ス チ ッ ク 製 品 類	116	電 気 ・ 通 信 用 機 器 類
103	窯 業 ・ 土 石 製 品 類	117	電 子 計 算 機 類
104	非 鉄 金 属 ・ 金 属 製 品 類	118	精 密 機 器 類
105	フ オ ー ム 印 刷	119	医 療 用 機 器 類
106	そ の 他 印 刷 類	120	事 務 用 機 器 類
107	図 書 類	121	そ の 他 機 器 類
108	電 子 出 版 物 類	122	医 薬 品 ・ 医 療 用 品 類
109	紙 ・ 紙 加 工 品 類	123	事 務 用 品 類
110	車 両 類	124	土 木 ・ 建 設 ・ 建 築 材 料
111	そ の 他 輸 送 ・ 搬 送 機 械 器 具 類	125	警 察 用 装 備 品 類
112	船 舶 類	126	防 衛 用 装 備 品 類
113	燃 料 類	127	そ の 他
114	家 具 ・ 什 器 類		

2 物品の買入れの営業品目

番号	営 業 品 目	番号	営 業 品 目
201	衣 類 ・ そ の 他 繊 維 製 品 類	215	一 般 ・ 産 業 用 機 器 類
202	ゴ ム ・ 皮 革 ・ プ ラ ス チ ッ ク 製 品 類	216	電 気 ・ 通 信 用 機 器 類
203	窯 業 ・ 土 石 製 品 類	217	電 子 計 算 機 類
204	非 鉄 金 属 ・ 金 属 製 品 類	218	精 密 機 器 類
205	フ オ ー ム 印 刷	219	医 療 用 機 器 類
206	そ の 他 印 刷 類	220	事 務 用 機 器 類
207	図 書 類	221	そ の 他 機 器 類
208	電 子 出 版 物 類	222	医 薬 品 ・ 医 療 用 品 類
209	紙 ・ 紙 加 工 品 類	223	事 務 用 品 類
210	車 両 類	224	土 木 ・ 建 設 ・ 建 築 材 料
211	そ の 他 輸 送 ・ 搬 送 機 械 器 具 類	225	警 察 用 装 備 品 類
212	船 舶 類	226	防 衛 用 装 備 品 類
213	燃 料 類	227	そ の 他
214	家 具 ・ 什 器 類		

3 役務提供の営業品目

番号	営 業 品 目	番号	営 業 品 目
301	広 告 ・ 宣 伝	309	建 物 管 理 等 各 種 保 守 管 理
302	写 真 ・ 製 図	310	運 送
303	調 査 ・ 研 究	311	車 両 整 備
304	情 報 処 理	312	船 舶 整 備
305	翻 訳 ・ 通 訳 ・ 速 記	313	電 子 出 版
306	ソ フ ト ウ ェ ア 開 発	314	防 衛 用 装 備 品 類 の 整 備
307	会 場 等 の 借 り 上 げ	315	そ の 他
308	賃 貸		

4 物品の売払いの営業品目

番号	営 業 品 目	番号	営 業 品 目
401	立 木 竹	402	そ の 他

別表第5(第6条、第13条、第25条関係)

1 製造の資格区分

資格区分	参加できる製造の予定価格の範囲	総合数値（第13条第3項）
A	3, 000万円以上	90点以上
B	2, 000万円以上3, 000万円未満	80点以上 90点未満
C	400万円以上2, 000万円未満	55点以上 80点未満
D	400万円未満	55点未満

2 物品の買入れ等の資格区分

資格区分	参加できる物品の買入れ等の予定価格の範囲	総合数値（第13条第4項）
A	3, 000万円以上	90点以上
B	1, 500万円以上3, 000万円未満	80点以上 90点未満
C	300万円以上1, 500万円未満	55点以上 80点未満
D	300万円未満	55点未満

3 物品の売払いの資格区分

資格区分	参加できる物品の売払いの予定価格の範囲	総合数値（第13条第5項）
A	1, 000万円以上	70点以上
B	200万円以上1, 000万円未満	50点以上 70点未満
C	200万円未満	50点未満

別表第6（第13条関係）

1 工事

(1) 実績の付与数値

許可を受けた建設業に係る工事の 種類別年間平均完成工事高		数 値	
1,000 億円以上		2,309	
800 億円以上	1,000 億円未満	114 × (年間平均完成工事高)	÷ 20,000,000 + 1,739
600 億円以上	800 億円未満	101 × (年間平均完成工事高)	÷ 20,000,000 + 1,791
500 億円以上	600 億円未満	88 × (年間平均完成工事高)	÷ 10,000,000 + 1,566
400 億円以上	500 億円未満	89 × (年間平均完成工事高)	÷ 10,000,000 + 1,561
300 億円以上	400 億円未満	89 × (年間平均完成工事高)	÷ 10,000,000 + 1,561
250 億円以上	300 億円未満	75 × (年間平均完成工事高)	÷ 5,000,000 + 1,378
200 億円以上	250 億円未満	76 × (年間平均完成工事高)	÷ 5,000,000 + 1,373
150 億円以上	200 億円未満	76 × (年間平均完成工事高)	÷ 5,000,000 + 1,373
120 億円以上	150 億円未満	64 × (年間平均完成工事高)	÷ 3,000,000 + 1,281
100 億円以上	120 億円未満	62 × (年間平均完成工事高)	÷ 2,000,000 + 1,165
80 億円以上	100 億円未満	64 × (年間平均完成工事高)	÷ 2,000,000 + 1,155
60 億円以上	80 億円未満	50 × (年間平均完成工事高)	÷ 2,000,000 + 1,211
50 億円以上	60 億円未満	51 × (年間平均完成工事高)	÷ 1,000,000 + 1,055
40 億円以上	50 億円未満	51 × (年間平均完成工事高)	÷ 1,000,000 + 1,055
30 億円以上	40 億円未満	50 × (年間平均完成工事高)	÷ 1,000,000 + 1,059
25 億円以上	30 億円未満	51 × (年間平均完成工事高)	÷ 500,000 + 903
20 億円以上	25 億円未満	39 × (年間平均完成工事高)	÷ 500,000 + 963
15 億円以上	20 億円未満	36 × (年間平均完成工事高)	÷ 500,000 + 975
12 億円以上	15 億円未満	38 × (年間平均完成工事高)	÷ 300,000 + 893
10 億円以上	12 億円未満	39 × (年間平均完成工事高)	÷ 200,000 + 811
8 億円以上	10 億円未満	38 × (年間平均完成工事高)	÷ 200,000 + 816
6 億円以上	8 億円未満	25 × (年間平均完成工事高)	÷ 200,000 + 868
5 億円以上	6 億円未満	25 × (年間平均完成工事高)	÷ 100,000 + 793
4 億円以上	5 億円未満	34 × (年間平均完成工事高)	÷ 100,000 + 748
3 億円以上	4 億円未満	42 × (年間平均完成工事高)	÷ 100,000 + 716
2億5,000万円以上	3 億円未満	24 × (年間平均完成工事高)	÷ 50,000 + 698
2 億円以上	2億5,000万円未満	28 × (年間平均完成工事高)	÷ 50,000 + 678
1億5,000万円以上	2 億円未満	34 × (年間平均完成工事高)	÷ 50,000 + 654
1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	26 × (年間平均完成工事高)	÷ 30,000 + 626
1 億円以上	1億2,000万円未満	19 × (年間平均完成工事高)	÷ 20,000 + 616
8,000 万円以上	1 億円未満	22 × (年間平均完成工事高)	÷ 20,000 + 601
6,000 万円以上	8,000 万円未満	28 × (年間平均完成工事高)	÷ 20,000 + 577
5,000 万円以上	6,000 万円未満	16 × (年間平均完成工事高)	÷ 10,000 + 565
4,000 万円以上	5,000 万円未満	19 × (年間平均完成工事高)	÷ 10,000 + 550
3,000 万円以上	4,000 万円未満	24 × (年間平均完成工事高)	÷ 10,000 + 530
2,500 万円以上	3,000 万円未満	13 × (年間平均完成工事高)	÷ 5,000 + 524
2,000 万円以上	2,500 万円未満	16 × (年間平均完成工事高)	÷ 5,000 + 509
1,500 万円以上	2,000 万円未満	20 × (年間平均完成工事高)	÷ 5,000 + 493
1,200 万円以上	1,500 万円未満	14 × (年間平均完成工事高)	÷ 3,000 + 483
1,000 万円以上	1,200 万円未満	11 × (年間平均完成工事高)	÷ 2,000 + 473
	1,000 万円未満	131 × (年間平均完成工事高)	÷ 10,000 + 397

備考 算出した数値に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(2) 経営規模の付与数値

次のア及びイにおいて付与される点数の合計を2で除した数値（小数点以下切り捨て）

ア 自己資本額の点数

自己資本の額又は平均自己資本額		点 数	
		2,114	
3,000 億円以上	3,000 億円未満	63 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 +	1,736
2,500 億円以上	2,500 億円未満	73 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 +	1,686
2,000 億円以上	2,000 億円未満	91 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 +	1,614
1,500 億円以上	1,500 億円未満	66 × (自己資本額) ÷ 30,000,000 +	1,557
1,200 億円以上	1,200 億円未満	53 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 +	1,503
1,000 億円以上	1,000 億円未満	61 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 +	1,463
800 億円以上	800 億円未満	75 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 +	1,407
600 億円以上	600 億円未満	46 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 +	1,356
500 億円以上	500 億円未満	53 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 +	1,321
400 億円以上	400 億円未満	66 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 +	1,269
300 億円以上	300 億円未満	39 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 +	1,233
250 億円以上	250 億円未満	47 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 +	1,193
200 億円以上	200 億円未満	57 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 +	1,153
150 億円以上	150 億円未満	42 × (自己資本額) ÷ 3,000,000 +	1,114
120 億円以上	120 億円未満	33 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 +	1,084
100 億円以上	100 億円未満	39 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 +	1,054
80 億円以上	80 億円未満	47 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 +	1,022
60 億円以上	60 億円未満	29 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 +	989
50 億円以上	50 億円未満	34 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 +	964
40 億円以上	40 億円未満	41 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 +	936
30 億円以上	30 億円未満	25 × (自己資本額) ÷ 500,000 +	909
25 億円以上	25 億円未満	29 × (自己資本額) ÷ 500,000 +	889
20 億円以上	20 億円未満	36 × (自己資本額) ÷ 500,000 +	861
15 億円以上	15 億円未満	27 × (自己資本額) ÷ 300,000 +	834
12 億円以上	12 億円未満	21 × (自己資本額) ÷ 200,000 +	816
10 億円以上	10 億円未満	24 × (自己資本額) ÷ 200,000 +	801
8 億円以上	8 億円未満	30 × (自己資本額) ÷ 200,000 +	777
6 億円以上	6 億円未満	18 × (自己資本額) ÷ 100,000 +	759
5 億円以上	5 億円未満	21 × (自己資本額) ÷ 100,000 +	744
4 億円以上	4 億円未満	27 × (自己資本額) ÷ 100,000 +	720
3 億円以上	3 億円未満	15 × (自己資本額) ÷ 50,000 +	711
2億5,000万円以上	2億5,000万円未満	19 × (自己資本額) ÷ 50,000 +	691
2 億円以上	2 億円未満	23 × (自己資本額) ÷ 50,000 +	675
1億5,000万円以上	1億5,000万円未満	16 × (自己資本額) ÷ 30,000 +	664
1億2,000万円以上	1億2,000万円未満	13 × (自己資本額) ÷ 20,000 +	650
1 億円以上	1 億円未満	16 × (自己資本額) ÷ 20,000 +	635
8,000 万円以上	8,000 万円未満	19 × (自己資本額) ÷ 20,000 +	623
6,000 万円以上	6,000 万円未満	11 × (自己資本額) ÷ 10,000 +	614
5,000 万円以上	5,000 万円未満	14 × (自己資本額) ÷ 10,000 +	599
4,000 万円以上	4,000 万円未満	16 × (自己資本額) ÷ 10,000 +	591
3,000 万円以上	3,000 万円未満	10 × (自己資本額) ÷ 5,000 +	579
2,500 万円以上	2,500 万円未満	12 × (自己資本額) ÷ 5,000 +	569
2,000 万円以上	2,000 万円未満	14 × (自己資本額) ÷ 5,000 +	561
1,500 万円以上	1,500 万円未満	11 × (自己資本額) ÷ 3,000 +	548
1,200 万円以上	1,200 万円未満	8 × (自己資本額) ÷ 2,000 +	544
1,000 万円以上	1,000 万円未満	223 × (自己資本額) ÷ 10,000 +	361

備考 算出した数値に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

イ 平均利益額の点数

平均利益額		点 数	
		2447	
300 億円以上	300 億円未満	134 × (平均利益額) ÷	5,000,000 + 1,643
250 億円以上	250 億円未満	151 × (平均利益額) ÷	5,000,000 + 1,558
200 億円以上	200 億円未満	175 × (平均利益額) ÷	5,000,000 + 1,462
150 億円以上	150 億円未満	123 × (平均利益額) ÷	3,000,000 + 1,372
120 億円以上	120 億円未満	93 × (平均利益額) ÷	2,000,000 + 1,306
100 億円以上	100 億円未満	104 × (平均利益額) ÷	2,000,000 + 1,251
80 億円以上	80 億円未満	122 × (平均利益額) ÷	2,000,000 + 1,179
60 億円以上	60 億円未満	70 × (平均利益額) ÷	1,000,000 + 1,125
50 億円以上	50 億円未満	79 × (平均利益額) ÷	1,000,000 + 1,080
40 億円以上	40 億円未満	92 × (平均利益額) ÷	1,000,000 + 1,028
30 億円以上	30 億円未満	54 × (平均利益額) ÷	500,000 + 980
25 億円以上	25 億円未満	60 × (平均利益額) ÷	500,000 + 950
20 億円以上	20 億円未満	70 × (平均利益額) ÷	500,000 + 910
15 億円以上	15 億円未満	48 × (平均利益額) ÷	300,000 + 880
12 億円以上	12 億円未満	37 × (平均利益額) ÷	200,000 + 850
10 億円以上	10 億円未満	42 × (平均利益額) ÷	200,000 + 825
8 億円以上	8 億円未満	48 × (平均利益額) ÷	200,000 + 801
6 億円以上	6 億円未満	28 × (平均利益額) ÷	100,000 + 777
5 億円以上	5 億円未満	32 × (平均利益額) ÷	100,000 + 757
4 億円以上	4 億円未満	37 × (平均利益額) ÷	100,000 + 737
3 億円以上	3 億円未満	21 × (平均利益額) ÷	50,000 + 722
2億5,000万円以上	2億5,000万円未満	24 × (平均利益額) ÷	50,000 + 707
2 億円以上	2 億円未満	27 × (平均利益額) ÷	50,000 + 695
1億5,000万円以上	1億5,000万円未満	20 × (平均利益額) ÷	30,000 + 676
1億2,000万円以上	1億2,000万円未満	15 × (平均利益額) ÷	20,000 + 666
1 億円以上	1 億円未満	16 × (平均利益額) ÷	20,000 + 661
8,000 万円以上	8,000 万円未満	19 × (平均利益額) ÷	20,000 + 649
6,000 万円以上	6,000 万円未満	12 × (平均利益額) ÷	10,000 + 634
5,000 万円以上	5,000 万円未満	12 × (平均利益額) ÷	10,000 + 634
4,000 万円以上	4,000 万円未満	15 × (平均利益額) ÷	10,000 + 622
3,000 万円以上	3,000 万円未満	8 × (平均利益額) ÷	5,000 + 619
2,500 万円以上	2,500 万円未満	10 × (平均利益額) ÷	5,000 + 609
2,000 万円以上	2,000 万円未満	11 × (平均利益額) ÷	5,000 + 605
1,500 万円以上	1,500 万円未満	7 × (平均利益額) ÷	3,000 + 603
1,200 万円以上	1,200 万円未満	6 × (平均利益額) ÷	2,000 + 595
1,000 万円以上	1,000 万円未満	78 × (平均利益額) ÷	10,000 + 547

備考 算出した数値に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(3) 経営状況の付与数値

付与数値 = $167.3 \times A + 583$

$$A = -0.4650 \times (X_1) - 0.0508 \times (X_2) + 0.0264 \times (X_3) \\ + 0.0277 \times (X_4) + 0.0011 \times (X_5) + 0.0089 \times (X_6) \\ + 0.0818 \times (X_7) + 0.0172 \times (X_8) + 0.1906$$

(X₁)は、純支払利息比率 (X₅)は、自己資本対固定資産比率
(X₂)は、負債回転期間 (X₆)は、自己資本比率
(X₃)は、総資本売上総利益率 (X₇)は、営業キャッシュフロー
(X₄)は、売上高経常利益率 (X₈)は、利益剰余金

- 備考 1 付与数値に小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入すること。
2 付与数値が0に満たないときは、0とみなすこと。
3 Aに小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。
4 (X₂), (X₇)及び(X₈)については、小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。
5 (X₁), (X₃), (X₄), (X₅)及び(X₆)については、小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。
6 (X₁)は、5.1%を超える場合は5.1%、マイナス0.3%に満たない場合はマイナス0.3%とみなすこと。
7 (X₂)は、18.0を超える場合は18.0、0.9に満たない場合は0.9とみなすこと。
8 (X₃)は、63.6%を超える場合は63.6%、6.5%に満たない場合は6.5%とみなすこと。
9 (X₄)は、5.1%を超える場合は5.1%、マイナス8.5%に満たない場合はマイナス8.5%とみなすこと。
10 (X₅)は、350.0%を超える場合は350.0%、マイナス76.5%に満たない場合はマイナス76.5%とみなすこと。
11 (X₆)は、68.5%を超える場合は68.5%、マイナス68.6%に満たない場合はマイナス68.6%とみなすこと。
12 (X₇)は、15.0を超える場合は15.0、マイナス10.0に満たない場合はマイナス10.0とみなすこと。
13 (X₈)は、100.0を超える場合は100.0、マイナス3.0に満たない場合はマイナス3.0とみなすこと。

(4) 技術力の付与数値

次のアの評点に5分の4を乗じたものとイの評点に5分の1を乗じたものの合計（小数点以下切り捨て）の点数

ア 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数の点数

技術職員数値				点 数			
				2,335			
15,500	以上	15,500	未満	62 ×	(技術職員数値)	÷	3,570 + 2,065
11,930	以上	11,930	未満	63 ×	(技術職員数値)	÷	2,750 + 1,998
9,180	以上	9,180	未満	62 ×	(技術職員数値)	÷	2,120 + 1,939
7,060	以上	7,060	未満	62 ×	(技術職員数値)	÷	1,630 + 1,876
5,430	以上	5,430	未満	63 ×	(技術職員数値)	÷	1,250 + 1,808
4,180	以上	4,180	未満	63 ×	(技術職員数値)	÷	970 + 1,747
3,210	以上	3,210	未満	62 ×	(技術職員数値)	÷	740 + 1,686
2,470	以上	2,470	未満	62 ×	(技術職員数値)	÷	570 + 1,624
1,900	以上	1,900	未満	63 ×	(技術職員数値)	÷	440 + 1,558
1,460	以上	1,460	未満	63 ×	(技術職員数値)	÷	330 + 1,488
1,130	以上	1,130	未満	62 ×	(技術職員数値)	÷	260 + 1,434
870	以上	870	未満	63 ×	(技術職員数値)	÷	200 + 1,367
670	以上	670	未満	62 ×	(技術職員数値)	÷	160 + 1,318
510	以上	510	未満	63 ×	(技術職員数値)	÷	120 + 1,247
390	以上	390	未満	62 ×	(技術職員数値)	÷	90 + 1,183
300	以上	300	未満	63 ×	(技術職員数値)	÷	70 + 1,119
230	以上	230	未満	62 ×	(技術職員数値)	÷	50 + 1,040
180	以上	180	未満	62 ×	(技術職員数値)	÷	40 + 984
140	以上	140	未満	63 ×	(技術職員数値)	÷	30 + 907
110	以上	110	未満	63 ×	(技術職員数値)	÷	25 + 860
85	以上	85	未満	62 ×	(技術職員数値)	÷	20 + 810
65	以上	65	未満	62 ×	(技術職員数値)	÷	15 + 742
50	以上	50	未満	63 ×	(技術職員数値)	÷	10 + 633
40	以上	40	未満	63 ×	(技術職員数値)	÷	10 + 633
30	以上	30	未満	62 ×	(技術職員数値)	÷	10 + 636
20	以上	20	未満	63 ×	(技術職員数値)	÷	5 + 508
15	以上	15	未満	62 ×	(技術職員数値)	÷	5 + 511
10	以上	10	未満	63 ×	(技術職員数値)	÷	5 + 509
5	以上	5	未満	62 ×	(技術職員数値)	÷	5 + 510

- 備考 1 建設業の種類別の技術職員の数の点数は、技術職員数値（第13条第1項第4号アの（ア）に掲げる者の数×6+同（イ）に掲げる者の数×5+同（ウ）に掲げる者の数×3+同（エ）に掲げる者の数×2+同（オ）に掲げる者の数）に対応する点数を付与する。
- 2 算出した数値に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

イ 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の点数

許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高		点 数	
1,000 億円以上		2,865	
800 億円以上	1,000 億円未満	$119 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,270$	
600 億円以上	800 億円未満	$145 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,166$	
500 億円以上	600 億円未満	$87 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 2,079$	
400 億円以上	500 億円未満	$104 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,994$	
300 億円以上	400 億円未満	$126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,906$	
250 億円以上	300 億円未満	$76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,828$	
200 億円以上	250 億円未満	$90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,758$	
150 億円以上	200 億円未満	$110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,678$	
120 億円以上	150 億円未満	$81 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,603$	
100 億円以上	120 億円未満	$63 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,549$	
80 億円以上	100 億円未満	$75 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,489$	
60 億円以上	80 億円未満	$92 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,421$	
50 億円以上	60 億円未満	$55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,367$	
40 億円以上	50 億円未満	$66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,312$	
30 億円以上	40 億円未満	$79 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,260$	
25 億円以上	30 億円未満	$48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,209$	
20 億円以上	25 億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,164$	
15 億円以上	20 億円未満	$70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,112$	
12 億円以上	15 億円未満	$50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 1,072$	
10 億円以上	12 億円未満	$41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 1,026$	
8 億円以上	10 億円未満	$47 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 996$	
6 億円以上	8 億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 956$	
5 億円以上	6 億円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 911$	
4 億円以上	5 億円未満	$40 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 891$	
3 億円以上	4 億円未満	$51 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 847$	
2億5,000万円以上	3 億円未満	$30 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 820$	
2 億円以上	2億5,000万円未満	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 795$	
1億5,000万円以上	2 億円未満	$45 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 755$	
1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 730$	
1 億円以上	1億2,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 702$	
8,000 万円以上	1 億円未満	$29 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 687$	
6,000 万円以上	8,000 万円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 659$	
5,000 万円以上	6,000 万円未満	$22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 635$	
4,000 万円以上	5,000 万円未満	$27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 610$	
3,000 万円以上	4,000 万円未満	$31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 594$	
2,500 万円以上	3,000 万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 573$	
2,000 万円以上	2,500 万円未満	$23 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 553$	
1,500 万円以上	2,000 万円未満	$28 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 533$	
1,200 万円以上	1,500 万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000 + 522$	
1,000 万円以上	1,200 万円未満	$16 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000 + 502$	
	1,000 万円未満	$341 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 241$	

備考 算出した数値に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(5) その他（社会性等）

次に掲げる点数の合計 $\times 10 \times 175 / 200$ で得られる点数

ア 雇用保険加入の有無等の点数

雇用保険加入の有無等の点数 $= Y_1 \times 15 - Y_2 \times 40$
Y_1は、第13条第1項第5号アの(エ)から(カ)までの各項目のうち加入又は導入しているものの数 Y_2は、同号アの(ア)から(ウ)までの各項目のうち加入をしていないとされたものの数

- 備考 1 Y_2 の(ア)について、労働者が1人も雇用されていない等、厚生労働大臣への届出義務がない場合は、審査の対象から除くこととする。
- 2 Y_2 の(イ)及び(ウ)について、常時使用する従業員が4人以下である個人事業所である等、日本年金機構等への届出義務がない場合は、審査の対象から除くこととする。

イ 若年技術職員の育成及び確保の状況の点数

若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況	点数
15%以上	1
15%未満	0

新規若年技術職員の育成及び確保の状況	点数
1%以上	1
1%未満	0

ウ 知識及び技術点又は技能の向上に関する取組の状況の点数

(ア) 算式及び点数

$$B = \frac{Z_1}{Z_1 + Z_2} \times Z_3 + \frac{Z_2}{Z_1 + Z_2} \times Z_4$$

Z1の数值は、技術者数。

Z2の数值は、技能者数。

Z3の数值は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前1年間に技術者が取得したCPD単位数の合計値を技術者数で除した数値が3未満の場合は0、3以上6未満の場合は1、6以上9未満の場合は2、9以上12未満の場合は3、12以上15未満の場合は4、15以上18未満の場合は5、18以上21未満の場合は6、21以上24未満の場合は7、24以上27未満の場合は8、27以上30未満の場合は9、30の場合は10とする。

Z4の数值は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に能力評価基準により受けた評価の区分が審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者の数を、技能者数から審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数（以下「控除対象者数」という。）を除いた数で除した数値を百分率で表した数値が1.5%未満の場合は0、1.5%以上3%未満の場合は1、3%以上4.5%未満の場合は2、4.5%以上6%未満の場合は3、6%以上7.5%未満の場合は4、7.5%以上9%の場合は5、9%以上10.5%未満の場合は6、10.5%以上12%未満の場合は7、12%以上13.5%未満の場合は8、13.5%以上15%未満の場合は9、15%以上の場合は10とする。なお、能力評価基準により評価を受けていない者については、最も低位の区分に評価されているものとして審査する。

また、技能者数から控除対象者を除いた数値が0である場合、Z4の数值は0として審査する。

B	点数
10	10
9以上 10未満	9
8以上 9未満	8
7以上 8未満	7
6以上 7未満	6
5以上 6未満	5
4以上 5未満	4
3以上 4未満	3
2以上 3未満	2
1以上 2未満	1
1未満	0

(イ) CPD認定団体ごとの除す数値

CPD認定団体	除す数値
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

エ ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況の点数

ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	区分	点数
プラチナえるぼし認定を取得	(1)	5
プラチナくるみん認定を取得		
区分(1)に非該当かつえるぼし認定(3段階目)を取得	(2)	4
区分(1)に非該当かつユースエール認定を取得		
区分(1)及び(2)に非該当かつえるぼし認定(2段階目)を取得	(3)	3
区分(1)及び(2)に非該当かつくるみん認定を取得		
区分(1)及び(2)に非該当かつトライくるみん認定を取得		
区分(1)、(2)及び(3)に非該当かつえるぼし認定(1段階目)を取得	(4)	2
取得なし	(5)	0

オ 就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の点数

工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	点数
全ての工事で実施	15
全ての公共工事で実施	10
実施なし	0

カ 営業年数の点数

点 数	営 業 年 数	点 数	営 業 年 数
60	35年以上	28	19年
58	34年	26	18年
56	33年	24	17年
54	32年	22	16年
52	31年	20	15年
50	30年	18	14年
48	29年	16	13年
46	28年	14	12年
44	27年	12	11年
42	26年	10	10年
40	25年	8	9年
38	24年	6	8年
36	23年	4	7年
34	22年	2	6年
32	21年	0	5年以下
30	20年		

- 備考 1 建設業の許可又は登録を受けた日から起算し、審査基準日までの期間。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた場合は、当該終結の決定を受けた日から起算した期間
- 2 営業休止（建設業の許可又は登録を受けずに営業を行っていた場合を含む。）の沿革を有する場合は、当該休止期間を控除した期間
- 3 営業承継の沿革を有する場合は、当該承継の前に既に建設業の許可又は登録を有していたときに限り、その許可又は登録を受けた日から起算した期間

キ 民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数

民事再生法又は会社更生法の適用の有無	点数
無	0
有	-60

ク 防災協定締結の有無

防災協定締結の有無	点 数
有	20
無	0

ケ 法令遵守の状況の点数

法令遵守の状況	点 数
なし	0
指示をされた場合	-15
営業の全部又は一部の停止を命ぜられた場合	-30

コ 監査の受審状況の点数

監査の受審状況	点 数
会計監査人の設置	20
会計参与の設置	10
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
なし	0

サ 公認会計士等の数の点数

年 間 平 均 完 成 工 事 高 点 数	公 認 会 計 士 等 数 値					
	10	8	6	4	2	0
600億円以上	13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満
150億円以上 600億円未満	8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満
40億円以上 150億円未満	4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満
10億円以上 40億円未満	2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満
1億円以上 10億円未満	1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	——	——	0
1億円未満	0.4以上	——	——	——	——	0

公認会計士等数値の点数は、年間平均完成工事高に対応する公認会計士等数値（第13条第1項第5号オの(イ)のaに掲げる者の数+同(イ)のbに掲げる者の数×0.4）により付与する。

シ 研究開発の状況の点数

平 均 研 究 開 発 費 の 額	点 数
100億円以上	25
75億円以上 100億円未満	24
50億円以上 75億円未満	23
30億円以上 50億円未満	22
20億円以上 30億円未満	21
19億円以上 20億円未満	20
18億円以上 19億円未満	19
17億円以上 18億円未満	18
16億円以上 17億円未満	17
15億円以上 16億円未満	16
14億円以上 15億円未満	15
13億円以上 14億円未満	14
12億円以上 13億円未満	13
11億円以上 12億円未満	12
10億円以上 11億円未満	11
9億円以上 10億円未満	10
8億円以上 9億円未満	9
7億円以上 8億円未満	8
6億円以上 7億円未満	7
5億円以上 6億円未満	6
4億円以上 5億円未満	5
3億円以上 4億円未満	4
2億円以上 3億円未満	3
1億円以上 2億円未満	2
5,000万円以上 1億円未満	1
5,000万円未満	0

ス 建設機械の保有状況の点数

建設機械の所有及びリース台数	点 数
15台以上	15
14台	15
13台	14
12台	14
11台	13
10台	13
9台	12
8台	12
7台	11
6台	10
5台	9
4台	8
3台	7
2台	6
1台	5
0台	0

セ 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の点数

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	点 数
エコアクション21の認証並びに 国際標準化機構第9001号及び第14001号の登録	10
国際標準化機構第9001号及び第14001号の登録	10
エコアクション21の認証及び国際標準化機構第9001号の登録	8
エコアクション21の認証及び国際標準化機構第14001号の登録	5
国際標準化機構第9001号の登録	5
国際標準化機構第14001号の登録	5
エコアクション21の認証	3
なし	0

2 業務

(1) 実績の付与数値

数	値	主として請負う業務の種類別年間平均実績高	
133	600億円以上		600億円未満
126	500億円以上		500億円未満
119	400億円以上		400億円未満
112	300億円以上		300億円未満
106	250億円以上		250億円未満
100	200億円以上		200億円未満
94	150億円以上		150億円未満
89	120億円以上		120億円未満
84	100億円以上		100億円未満
79	80億円以上		80億円未満
75	60億円以上		60億円未満
71	50億円以上		50億円未満
67	40億円以上		40億円未満
63	30億円以上		30億円未満
59	25億円以上		25億円未満
56	20億円以上		20億円未満
53	15億円以上		15億円未満
50	12億円以上		12億円未満
47	10億円以上		10億円未満
44	8億円以上		8億円未満
42	6億円以上		6億円未満
40	5億円以上		5億円未満
38	4億円以上		4億円未満
36	3億円以上		3億円未満
34	2億 5,000万円以上		2億 5,000万円未満
32	2億円以上		2億円未満
30	1億 5,000万円以上		1億 5,000万円未満
28	1億 2,000万円以上		1億 2,000万円未満
26	1億円以上		1億円未満
24	8,000万円以上		8,000万円未満
23	6,000万円以上		6,000万円未満
22	5,000万円以上		5,000万円未満
21	4,000万円以上		4,000万円未満
20	3,000万円以上		3,000万円未満
19	2,500万円以上		2,500万円未満
18	2,000万円以上		2,000万円未満
17	1,500万円以上		1,500万円未満
16	1,200万円以上		1,200万円未満
15	1,000万円以上		1,000万円未満
14			

(2) 経営規模の付与数値

項目 数値 年間平均 業務実績高	自 己 資 本 額				
	90	81	72	63	54
1,200億円以上	560億円以上	240億円以上 560億円未満	170億円以上 240億円未満	100億円以上 170億円未満	100億円未満
600億円以上 1,200億円未満	170億円以上	100億円以上 170億円未満	65億円以上 100億円未満	35億円以上 65億円未満	35億円未満
300億円以上 600億円未満	65億円以上	35億円以上 65億円未満	25億円以上 35億円未満	18億円以上 25億円未満	18億円未満
150億円以上 300億円未満	33億円以上	18億円以上 33億円未満	11億円以上 18億円未満	7億4,000 万円以上 11億円未満	7億4,000 万円未満
80億円以上 150億円未満	14億円以上	8億4,000 万円以上 14億円未満	4億7,000 万円以上 8億7,000 万円未満	2億9,000 万円以上 4億7,000 万円未満	2億9,000 万円未満
40億円以上 80億円未満	5億1,000 万円以上	2億9,000 万円以上 5億1,000 万円未満	1億7,000 万円以上 2億9,000 万円未満	7,000 万円以上 1億7,000 万円未満	7,000 万円未満
20億円以上 40億円未満	2億8,000 万円以上	1億5,000 万円以上 2億8,000 万円未満	9,800 万円以上 1億5,000 万円未満	4,700 万円以上 9,800 万円未満	4,700 万円未満
10億円以上 20億円未満	1億2,000 万円以上	7,500 万円以上 1億2,000 万円未満	4,400 万円以上 7,500 万円未満	2,200 万円以上 4,400 万円未満	2,200 万円未満
5億円以上 10億円未満	6,600 万円以上	3,800 万円以上 6,600 万円未満	2,100 万円以上 3,800 万円未満	640万円以上 2,100 万円未満	640万円未満
2億5,000 万円以上 5億円未満	3,400 万円以上	1,900 万円以上 3,400 万円未満	1,200 万円以上 1,900 万円未満	200万円以上 1,200 万円未満	200万円未満
1億円以上 2億5,000 万円未満	1,700 万円以上	980万円以上 1,700 万円未満	470万円以上 980万円未満	150万円以上 470万円未満	150万円未満
5,000万円以上 1億円未満	930万円以上	440万円以上 930万円未満	170万円以上 440万円未満	40万円以上 170万円未満	40万円未満
2,500万円以上 5,000万円未満	590万円以上	280万円以上 590万円未満	110万円以上 280万円未満	30万円以上 110万円未満	30万円未満
2,500万円未満	490万円以上	270万円以上 490万円未満	100万円以上 270万円未満	20万円以上 100万円未満	20万円未満

技 術 職 員 の 数					技術職員の以外の職員の数				
60	54	48	42	36	30	27	24	21	18
2,500人以上	1,800人以上 2,499人以下	1,100人以上 1,799人以下	770人以上 1,099人以下	769人以下	2,300人以上	1,400人以上 2,299人以下	1,200人以上 1,399人以下	1,000人以上 1,199人以下	999人以下
1,400人以上	1,000人以上 1,399人以下	640人以上 999人以下	530人以上 639人以下	529人以下	1,300人以上	1,000人以上 1,299人以下	740人以上 999人以下	500人以上 739人以下	499人以下
860人以上	590人以上 859人以下	450人以上 589人以下	330人以上 449人以下	329人以下	740人以上	500人以上 739人以下	430人以上 499人以下	300人以上 429人以下	299人以下
450人以上	330人以上 449人以下	220人以上 329人以下	82人以上 219人以下	81人以下	430人以上	300人以上 429人以下	230人以上 299人以下	170人以上 229人以下	169人以下
220人以上	160人以上 219人以下	96人以上 159人以下	39人以上 95人以下	38人以下	240人以上	170人以上 239人以下	110人以上 169人以下	90人以上 109人以下	89人以下
120人以上	80人以上 119人以下	47人以上 79人以下	22人以上 46人以下	21人以下	120人以上	90人以上 119人以下	58人以上 89人以下	42人以上 57人以下	41人以下
58人以上	38人以上 57人以下	24人以上 37人以下	11人以上 23人以下	10人以下	67人以上	44人以上 66人以下	29人以上 43人以下	19人以上 28人以下	18人以下
33人以上	21人以上 32人以下	13人以上 20人以下	8人以上 12人以下	7人以下	34人以上	22人以上 33人以下	15人以上 21人以下	10人以上 14人以下	9人以下
19人以上	12人以上 18人以下	7人以上 11人以下	4人以上 6人以下	3人以下	19人以上	12人以上 18人以下	7人以上 11人以下	5人又は 6人	4人以下
11人以上	7人以上 10人以下	4人以上 6人以下	2人又は 3人	1人	12人以上	7人以上 11人以下	4人以上 6人以下	3人	2人以下
7人以上	4人以上 6人以下	2人又は 3人	1人	なし	7人以上	4人以上 6人以下	2人又は 3人	1人	なし
4人以上	3人	2人	1人	なし	4人以上	3人	2人	1人	なし
3人以上		1人又は 2人		なし	3人以上		1人又は 2人		なし
2人以上		1人		なし	2人以上		1人		なし

(3) 経営状況の付与数値

数 値 \ 項 目	流 動 比 率	自 己 資 本 率	総 資 本 率 純 利 益 率	営 業 年 数
30	115%以上	90%以上	4.0%以上	25年以上
27	100%以上 115%未満	45%以上 90%未満	1.5%以上 4.0%未満	20年以上 25年未満
24	85%以上 100%未満	20%以上 45%未満	0.5%以上 1.5%未満	10年以上 20年未満
21	70%以上 85%未満	0%以上 20%未満	0%以上 0.5%未満	5年以上 10年未満
18	70%未満	0%未満	0%未満	5年未満

別表第7（第13条関係）

1 製造実績の付与数値

数 値	年間平均実績高	数 値	年間平均実績高	数 値	年間平均実績高
60	200億円以上	55	100億円以上 200億円未満	50	50億円以上 100億円未満
45	25億円以上 50億円未満	40	10億円以上 25億円未満	35	5億円以上 10億円未満
30	2億5,000 万円以上 5億円未満	25	1億円以上 2億5,000 万円未満	20	5,000万円以上 1億円未満
15	2,500万円以上 5,000万円未満	10	2,500万円未満		

2 経営規模の付与数値

(1) 自己資本額の付与数値

数 値	自己資本額	数 値	自己資本額	数 値	自己資本額
10	10億円以上	8	1億円以上 10億円未満	6	1,000万円以上 1億円未満
4	100万円以上 1,000万円未満	2	100万円未満		

(2) 機械設備等の額の付与数値

数 値	設 備 の 額	数 値	設 備 の 額	数 値	設 備 の 額
15	10億円以上	12	1億円以上 10億円未満	9	5,000万円以上 1億円未満
6	1,000万円以上 5,000万円未満	3	1,000万円未満		

3 経営状況の付与数値

(1) 流動比率の付与数値

数 値	流 動 比 率	数 値	流 動 比 率	数 値	流 動 比 率
10	140%以上	8	120%以上 140%未満	6	100%以上 120%未満
4	100%未満				

(2) 営業年数の付与数値

数 値	営 業 年 数	数 値	営 業 年 数	数 値	営 業 年 数
5	20年以上	4	10年以上 20年未満	3	10年未満

別表第8（第13条関係）

1 販売実績の付与数値

数 値	年間平均実績高	数 値	年間平均実績高	数 値	年間平均実績高
65	200億円以上	60	100億円以上 200億円未満	55	50億円以上 100億円未満
50	25億円以上 50億円未満	45	10億円以上 25億円未満	40	5億円以上 10億円未満
35	2億5,000万円 以上 5億円未満	30	1億円以上 2億5,000万円 未満	25	5,000万円以上 1億円未満
20	2,500万円以上 5,000万円未満	15	2,500万円未満		

2 経営規模の付与数値

数 値	自己資本額	数 値	自己資本額	数 値	自己資本額
15	10億円以上	12	1億円以上 10億円未満	9	1,000万円以上 1億円未満
6	100万円以上 1,000万円未満	3	100万円未満		

3 経営状況の付与数値

(1) 流動比率の付与数値

数 値	流 動 比 率	数 値	流 動 比 率	数 値	流 動 比 率
10	140%以上	8	120%以上 140%未満	6	100%以上 120%未満
4	100%未満				

(2) 営業年数の付与数値

数 値	営 業 年 数	数 値	営 業 年 数	数 値	営 業 年 数
10	20年以上	8	10年以上 20年未満	6	10年未満

別表第9（第27条関係）

1 調達分野

契 約 の 種 類
物品の製造 物品の販売（自らが製造した物品の販売に限る。） 役務の提供等

2 技術評価の数値

項 目	区 分	加 算 数 値
特許保有件数 （当該競争物件等に関する特許）	3 件以上	15
	2 件	10
	1 件	5
技術士資格保有者数 （当該競争物件の製造等に携わる従業員）	9 人以上	15
	7 ～ 8 人	12
	5 ～ 6 人	9
	3 ～ 4 人	6
	1 ～ 2 人	3
技能認定者数（特級，1 級，単一特級） （当該競争物件の製造等に携わる従業員）	11人以上	6
	9 ～10人	5
	7 ～ 8 人	4
	5 ～ 6 人	3
	3 ～ 4 人	2
	1 ～ 2 人	1

注1 特許には，海外で取得した特許を含む。

2 技術士には，技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち，文部科学省令で定めるものを有する者であって，技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

様式例

目次

第1号様式	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)
第2号様式	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)
第3号様式	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品製造等)
第4号様式	工事経歴書
第5号様式	営業所一覧表
第6号様式	営業所一覧表
第7号様式	工事分割内訳表
第7号の2様式	業態調書
第8号様式	共同企業体等調書
第8号の2様式	経常建設共同企業体協定書
第9号様式	測量等実績調書
第10号様式	技術者経歴書
第11号様式	資格決定通知書
第12号様式	有資格者名簿
第13号様式	資格取消通知書
第14号様式	競争契約参加資格審査申請書変更届
第15号様式	随意契約登録申請書
第16号様式	随意契約登録者名簿
第17号様式	工事請負請書
第18号様式	請書
第19号様式	請書
第19号の2様式	請書
第20号様式	検査調書
第20号の2様式	検査調書

[illegible]

一般競争(指名競争)參加資格審査申請書(建設工事)

才也。《詩》云：『之子于歸，宜其室家。』此言其能助其室家之和睦也。故曰：『宜其室家。』

[illegible]

姓名	性别	年龄	民族	籍贯	出生地	身份证号	联系电话	电子邮箱	其他信息
张明	男	25	汉族	浙江杭州	浙江杭州	330100199801010001	13800000000	1234567890	无

[illegible]

受付番号

業種

支店

支店番号

支店名称

支店住所

支店電話番号

支店営業時間

支店営業内容

支店営業形態

支店営業種別

支店営業地域

1. 競争参加資格 希望工種区分		2. 年間平均完成工事高 (千円)	
定	01 土木一式		
	02 建築一式		
	03 大工		
	04 左官		
	05 電気・土木・管工		
	06 石		
	07 瓦		
	08 電		
成	09 管		
	10 鋼骨・鉄骨・コンクリート		
	11 鋼構造物		
	12 鉄筋		
	13 舗装		
	14 土留		
	15 坂金		
	16 力金		
	17 漆装		
	18 防水		
	19 内装仕上		
事	20 機械器具設置		
	21 熱絶		
	22 電気通信		
	23 造園		
	24 さき		
	25 煉瓦		
	26 水質施設		
	27 消防施設		
	28 清掃施設		
	29 解体		
	その他		
	合		

A ... 当該都道府県に建設事項許可を受けた建設者の許可を有する本社・支店・営業所等があり、参加を希望する

B ... 当該都道府県に建設事項許可を受けた建設者の許可を有する本社・支店・営業所等がないが、参加を希望する

空欄 ... 参加を希望しない

01	上座	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

「『中世』の『中世』」

1. 大正 11 年 11 月 1 日

[illegible]

Figure 1

Figure 2

Figure 3

Figure 4

- [illegible]

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。年度における物品の製造等に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

[illegible][illegible]

申請日		年	月	日	代表者氏名	
01	1 定期	2 随時	02 1 新規 2 更新 新しい資料に○をつける		03 1 組合 2 公益法人 3 その他の法人 4 個人 5 その他 1 組合の場合 法人設立の理由を記入 1 個人の場合は個人設立の理由を記入してください	
新しい資料に○をつける						
05	業者コード	04 官 公 需 資格組合証明		平成	年	月 日
06	法人番号	04 官 公 需 資格組合証明		第 号		
※ 法人番号を記載する場合は必ず「5 個人」で記入						
添付書類	登記事項証明書	納税証明書 (法人)	財務諸表 (法人)	委任状	その他身分証明書等	
	資格結果通知書	納税証明書 (個人)	財務諸表 (個人) (個人青・白)	外字届		
添付するものに○をつける						
受付機関 コード						審査担当者

07	郵便番号 (登記上)	〒		※外国の郵便番号の場合は省略とする
08	フリガナ 本 社 住 所 (登記上)			
09	フリガナ 商 号 又 は 商 標 名	※フリガナは商標登録、特許、デザインについては省略する。商標登録商標の場合は「商標」とあり記入		
	役 職			
10	フリガナ 代 表 者 氏 名			
11	設立年月日	年	月	日
	部 署 名 (所 属 名・役 職 名)	フリガナ	氏 名	
12	申請担当者 代理人	※申請担当者の署名を記入。※代理人が申請担当者である場合は、申請を記入 ※代理人は、所屬名(部名等)と署名を記入		
13	申請担当者 代理人 電話	1. 本社	2. 担当者・代理人	※申請担当者も原則にO印を記入 ※申請人の場合は本姓になり得ず
14	申請担当者 代理人 電話	※フリガナは商標登録、特許、デザインについては省略する。※商標はあくまで商標登録所であり商標の輸入の範囲ではあり得ず。※本姓登録と同一なら「本姓登録と同一」と記入		
15	主たる事業 の種別	※フリガナは商標登録、特許、デザインについては省略する。※商標はあくまで商標登録所であり商標の輸入の範囲ではあり得ず。※本姓登録と同一なら「本姓登録と同一」と記入		
1. 物品の製造		2. 物品の販売	3. 役務の提供等	4. 物品の買受け
※ コム製品	※ その他	※ 卸売	※ 小売	※ その他
※「1」の例。必ず1つを選択すること				
受付機関 コード		受付番号	以下受付・審査機関使用欄	
			審査担当者	
			住所氏名 登記とありです	
			代表者 登記とありです	

競争参加を希望する地域等（※複数記入可能）

[illegible]

以下受付・審査機関使用権

受付機関	受付番号	現金担当者

17

希望する資格の種類等

(希望する資格の種類と営業品目に○をつける。複数選択可)

資格の種類	物品の製造
	101 衣服・その他繊維製品類
	102 ゴム・皮革・プラスチック製品類
	103 窯業・土石製品類
	104 非鉄金属・金属製品類
	105 フォーム印刷
	106 その他印刷類
	107 図書類
	108 電子出版物類
	109 紙・紙加工品類
	110 車両類
	111 その他輸送・搬送機械器具類
	112 船舶類
	113 燃料類
	114 家具・什器類
	115 一般・産業用機器類
	116 電気・通信用機器類
	117 電子計算機類
	118 精密機器類
	119 医療用機器類
	120 事務用機器類
	121 その他機器類
	122 医薬品・医療用品類
	123 事務用品類
	124 土木・建設・建築材料
	127 農業用装備品類
	128 防衛用装備品類
	129 その他
営業品目	

資格の種類	物品の販売
	201 衣服・その他繊維製品類
	202 ゴム・皮革・プラスチック製品類
	203 窯業・土石製品類
	204 非鉄金属・金属製品類
	205 フォーム印刷
	206 その他印刷類
	207 図書類
	208 電子出版物類
	209 紙・紙加工品類
	210 車両類
	211 その他輸送・搬送機械器具類
	212 船舶類
	213 燃料類
	214 家具・什器類
	215 一般・産業用機器類
	216 電気・通信用機器類
	217 電子計算機類
	218 精密機器類
	219 医療用機器類
	220 事務用機器類
	221 その他機器類
	222 医薬品・医療用品類
	223 事務用品類
	224 土木・建設・建築材料
	227 農業用装備品類
	228 防衛用装備品類
	229 その他
営業品目	

資格の種類	役務の提供等
	301 広告・宣伝
	302 写真・製図
	303 調査・研究
	304 情報処理
	305 翻訳・通訳・通記
	306 ソフトウェア開発
	307 会場等の借り上げ
	308 賃貸借
	309 建物管理等各種保守管理
	310 運送
	311 映画野演
	312 船舶整備
	313 電子出版
	314 防衛用装備品類の整備
	315 その他
営業品目	

資格の種類	物品の買受け
営業品目	401 立木竹
	402 その他

以下受付・審査機関使用欄

受付機関 コード							
-------------	--	--	--	--	--	--	--

受付番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

審査担当者	
-------	--

18 製造・販売等実績 経緯の提供等 留意事項

1 直前々年度決算 年 月 日から 年 月 日まで	2 直前年度決算 年 月 日から 年 月 日まで	3 前2ヶ年間の平均実績高 千円
------------------------------	-----------------------------	---------------------

※決算がない場合、①②に「0」を記入し、③に算出の金額を記入
※中小企業第一号は別表5に入力して記入
※決算と算出がない場合「0」を記入
※決算と算出の金額は2桁を四捨五入して、かつ1桁分として①と②に記入
※18番の欄より上げ0の場合、欄では書かないで9か1つに0をつける

19 自己資本額

区分	直前決算時 (1) 千円	決算後の増減額 (2) 千円	合 計 (3) 千円
1 払込資本金 (うち外国資本)			
2 準備金・積立金			
3 次期繰越利益(欠損)金			
4 計			

【払込資本金】
出資者の名称、払込額の金額を記入
※公認会計士の署名、正誤訂正合計
又は出資者の名称を記入
出資者の名称、払込額の金額を記入
【準備金の増減額】
※資本の増減等の場合のみ記入
【合計】
※貸借対照表の貸借差額と合致するよう記入
※詳細は中欄第14表を参照

20 外資状況 (※外資 払込資本額に含められる外国資本が全体の0%を越える場合は必ず記入)

外国なし	1 外国株式会社(本支店) 0	2 日本国株式会社(本支店) 0	3 日本国株式会社(本支店) 0
国名	国名	国名	国名
(比率)	(比率)	(比率)	(比率)

21 経営状況 (流動比率)

22 みなし大企業

流動資産 (千円) $\times 100 =$ %
流動負債 (千円)

※下の「みなし大企業」に当てはまる場合は、キャッシュフロー表を作成すること
※発行済株式の総数または出資者の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している中小企業等
※発行済株式の総数または出資者の3分の2以上が、同一の大企業の所有に属している中小企業等
※大企業の役員又は職員を兼ねている者が出資者の2分の1を占めている中小企業等
※貸借対照表の流動資産に相当する金額を算出して記入

23 営業年数 24 常勤職員の人数 25 設備の価額 (※上記17で「設備の増減」を記載した場合は除外)

営業年数	24 常勤職員の人数	25 設備の価額 (千円)	1 機械装置類 (千円)	2 運搬具類 (千円)	3 工具その他 (千円)	4 合 計 (千円)
年	人					

※パート・アルバイトは除く
※(27) 専任職員の(3)の欄を参照

26 主な設備内容 (※上記17で「設備の増減」を記載した場合は除外。このとき必ず設備の増減に相当する金額の欄に記入してください。)

※リース設備の上記欄にない設備がある場合は、③の欄に記入

以下受付・審査機関使用欄

受付機関コード	受付番号	審査担当者
		5

以下受付・児童機関使用欄	受付番号		受付担当者	
受付機関	1	2		

当社は個人である場合は私、団体である場合は当該団体）は、全行が銀行として営業することとなり、下記の記事について賛同します。

上記に準拠及び関係する場合は、左のチェックボックスにチェックをしてください。

- 1 半費決議及び会計令（昭和22年勅令第165号）、第70条第3号に該当しないこと
- 2 半費決議、暴力団員による不当な行為の防止等法律（平成3年法律第77号）第32条第1項 各号に掲げる次の者でないこと
- 3 指定暴力団員
- 4 指定暴力団員と生計を一つにする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 5 指定暴力団員であつて、指定暴力団員がその役員になつていないもの
- 6 指定暴力団員が出席、離席、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く）

以上

漢名漢名漢名漢名

[illegible]

★ 外務省の記者会見で、その記者は、

・夫人の場合、当校義務教育に記入する対象とは登録されてゐるが、

[illegible]

個人事業主の場合、役職等は何時能くします

宮城が公開前の場合、佐藤曜は当該公開日の所屬と税額系とし、生年月日は古船可穂とし、

登記事項簿記載された役員が職務に就任するまでに委任状を記入して、当該氏名に登録事項簿に記載の氏名、フリガナを記入して、

《中国书画函授大学肇庆分校建校二十周年纪念册》

以下受付・審査機関使用種

[illegible]

[illegible]

經 歷 書

班工

[illegible][illegible]

記載要領

1 本事は、許可を受けた建設業の種類に対応した建設工事の種類ごとに作成すること。

- 1 本表は、許可を受けた建設業の種類に対してした建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 本表は、直前1年間の完成工事について、記載された請負代金の額(工事進行基準を採用している場合、その工事進行基準が適用される場合は、記載要領6により期間がその完成工事高)の合計が、完成工事に係る請負代金の額(工事進行基準を採用している場合、その工事進行基準が適用される完成工事については、その完成工事高、記載要領6を除去、以下同じ。)の合計のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続くて、直前1年間に着工した主な未完成工事について記載すること。
- 3 共同企業体(JV)として行った工事については、「元請又は下請の別」の欄に、当該区別に係る記載のほかにJVと付記すること。
- 4 「配属業者氏名」の欄には、完成工事については、「建設業法第28条第1項又は第2項の規定により直前1年間に、直前1年間に着工された者の氏名をすべて記載すること。
- 5 土木・工式工事についての表を作成する際には、請負代金の額の欄中()の括弧内に「PC」と記載し、各工事にプレストレスコンクリート工事に該当する請負代金の額を記載すること。また、とび・土・コンクリート工事について作成する際には「法面処理」、鋼構造物工事について作成する際には「鋼橋上扱」について同様に記載すること。
- 6 工事進行基準を採用している場合、その工事進行基準が適用される完成工事については、「請負代金の額」の欄に、その完成工事高を括弧書きで付記すること。
- 7 「合計」の欄には、完成工事の件数及び完成工事に係る請負代金の額の合計(記載要領5によりPC等について請負代金の額を記載する場合には、当該区分に係る額の合計を含む。)を記載すること。
- 8 下請工事については、「注文者」の欄には直接注文した元請負人の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には下請工事の名称を記載すること。
- 9 本表は、経営規模等評価等に添付した工事経歴書(直前1年分)の写しで代替することができる。
- 10

覽表

[illegible]

附录二

- 1 本記し、申請日時点により、作成すること。
- 2 営業所名称欄には、経営事項審査を受けた建設業の許可を有するすべての本店又は支店等営業所の名称を記載すること。
- 3 所在地欄には、営業所の所在地を上段から左詰めに記載すること。
- 4 「電話番号及びFAX番号欄」には、上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載すること。この場合において、市外局番、市内局番及び番号を、「ハイフン」で区切り記載すること。
- 5 「建設業許可業種(上段の欄)には、営業所名簿の欄に記入した営業所に対応する経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に二桁を付すること。
- 6 「建設業種(上段の欄)には、その営業所が営業する区域について、該当するものを記載すること。

營業所

當業所

[illegible]

1 校對中點式工作表

- 1 本表は、申請口附品により作成される。
- 2 営業所名称(欄)には、常時契約を締結する本店又は支店等営業所の名称を記載すること。
- 3 (所在地、欄)には、営業所の所在地を七段の五音語で記載すること。
- 4 (電話番号及び上AN番号、欄)には、上段に電話番号、下段に上AN番号を記載すること。この場合「上」は、市外局番、市内局番及び番号を、「(ハ)省」で区切り記載すること。
- 5 営業区域(欄)は、その営業所が営業する区域について、該所するコトを記載すること。

第7号様式（第12条関係）

受付番号		発着番号		工事分割内訳表																（単位：千円）	
細区分工事種別																				合	計
建設費計可工事種別																					
01 土木一式																					
02 建築一式																					
03 大工																					
04 電気																					
05 水道・上下水道・明・電																					
06 台																					
07 屋根																					
08 電気																					
09 管																					
10 電気・水道・ガス・暖房																					
11 鋼筋建物																					
12 鉄骨																					
13 鋼骨																					
14 鉄骨・鉄骨																					
15 板金																					
16 ガラス																					
17 塗装																					
18 防水																					
19 防犯住上																					
20 機械器具設置																					
21 鉄骨鉄																					
22 電気通信																					
23 設備																					
24 養生																					
25 建具																					
26 木造施設																					
27 消防施設																					
28 設備施設																					
29 解体																					

記載事項

- 1 本表は、総合計画通知書等に記載されている工事種別ごとの年間平均完成工事高を、別紙の細区分工事種別ごとの年間平均完成工事高を記載すること。
- 2 「細区分工事種別」は、競争参加資格希望工事種別として、該当する細区分工事種別ごとの年間平均完成工事高を記載すること。
- 3 「総合計画」に記載する「建設費計可工事種別」は、総合計画に記載する「建設費計可工事種別」の年間平均完成工事高と一致すること。
- 4 競争参加資格希望工事種別が複数ある場合は、本様式を複数枚提出すること。

- 74 -

[illegible]

[illegible]

第8号様式 (第12条関係)

事業年度		事業所	
------	--	-----	--

共同企業体等調査表 (その1)

共同企業体等	共同企業体等										合計	合算
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
1 共同企業体等												
2 共同企業体等の名称												
3 共同企業体等の業種												
4 共同企業体等の所在地												
5 共同企業体等の設立年月												
6 共同企業体等の資本金												
7 共同企業体等の出資比率												
8 共同企業体等の代表者												
9 共同企業体等の業務内容												
10 共同企業体等の関係会社												
11 共同企業体等の関係会社												
12 共同企業体等の関係会社												
13 共同企業体等の関係会社												
14 共同企業体等の関係会社												
15 共同企業体等の関係会社												
16 共同企業体等の関係会社												
17 共同企業体等の関係会社												
18 共同企業体等の関係会社												
19 共同企業体等の関係会社												
20 共同企業体等の関係会社												
21 共同企業体等の関係会社												
22 共同企業体等の関係会社												
23 共同企業体等の関係会社												
24 共同企業体等の関係会社												
25 共同企業体等の関係会社												
26 共同企業体等の関係会社												
27 共同企業体等の関係会社												
28 共同企業体等の関係会社												
29 共同企業体等の関係会社												
30 共同企業体等の関係会社												
31 共同企業体等の関係会社												
32 共同企業体等の関係会社												
33 共同企業体等の関係会社												
34 共同企業体等の関係会社												
35 共同企業体等の関係会社												
36 共同企業体等の関係会社												
37 共同企業体等の関係会社												
38 共同企業体等の関係会社												
39 共同企業体等の関係会社												
40 共同企業体等の関係会社												
41 共同企業体等の関係会社												
42 共同企業体等の関係会社												
43 共同企業体等の関係会社												
44 共同企業体等の関係会社												
45 共同企業体等の関係会社												
46 共同企業体等の関係会社												
47 共同企業体等の関係会社												
48 共同企業体等の関係会社												
49 共同企業体等の関係会社												
50 共同企業体等の関係会社												
51 共同企業体等の関係会社												
52 共同企業体等の関係会社												
53 共同企業体等の関係会社												
54 共同企業体等の関係会社												
55 共同企業体等の関係会社												
56 共同企業体等の関係会社												
57 共同企業体等の関係会社												
58 共同企業体等の関係会社												
59 共同企業体等の関係会社												
60 共同企業体等の関係会社												
61 共同企業体等の関係会社												
62 共同企業体等の関係会社												
63 共同企業体等の関係会社												
64 共同企業体等の関係会社												
65 共同企業体等の関係会社												
66 共同企業体等の関係会社												
67 共同企業体等の関係会社												
68 共同企業体等の関係会社												
69 共同企業体等の関係会社												
70 共同企業体等の関係会社												
71 共同企業体等の関係会社												
72 共同企業体等の関係会社												
73 共同企業体等の関係会社												
74 共同企業体等の関係会社												
75 共同企業体等の関係会社												
76 共同企業体等の関係会社												
77 共同企業体等の関係会社												
78 共同企業体等の関係会社												
79 共同企業体等の関係会社												
80 共同企業体等の関係会社												
81 共同企業体等の関係会社												
82 共同企業体等の関係会社												
83 共同企業体等の関係会社												
84 共同企業体等の関係会社												
85 共同企業体等の関係会社												
86 共同企業体等の関係会社												
87 共同企業体等の関係会社												
88 共同企業体等の関係会社												
89 共同企業体等の関係会社												
90 共同企業体等の関係会社												
91 共同企業体等の関係会社												
92 共同企業体等の関係会社												
93 共同企業体等の関係会社												
94 共同企業体等の関係会社												
95 共同企業体等の関係会社												
96 共同企業体等の関係会社												
97 共同企業体等の関係会社												
98 共同企業体等の関係会社												
99 共同企業体等の関係会社												
100 共同企業体等の関係会社												

(月紙A1)

共同企業等調査票(月紙A1)									
項目	業種	業態	業名	所在地	調査年度	調査月	調査日	調査時間	調査者
1	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員
2	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員
3	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員
4	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員
5	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員
6	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員
7	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員
8	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員
9	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員
10	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員
11	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員
12	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員
13	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員
14	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員
15	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員
16	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員
17	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員
18	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員
19	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員
20	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員
21	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員
22	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員
23	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員
24	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員
25	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員
26	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員
27	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員
28	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員
29	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員
30	建設業	建築業	株式会社	東京都	2019	1	1	10:00~12:00	調査員

第8号の2様式(第12条関係)

経常建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、 経常建設共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、存続期間は、1年とする。ただし、1年を経過しても当企業体に係る建設企業の請負契約の履行後 か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

県 市 町 番地

株式会社

県 市 町 番地

株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定める所によるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を請け負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行株式会社とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金の負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日まで脱退することができない。

2 構成員のうち、工事途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成するものとする。

3 第1項の規定により、構成員のうち脱退した者があつた場合における、残存構成員の出資の割合は、脱退した構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金が生じた場合においては、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益が生じた場合においては、脱退構成員に利益金の配当を行わないものとする。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなつた場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認によ

り残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後において、当該工事につきかしがあった場合においては、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

株式会社外 社は、上記のとおり、 経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名し、各自所持するものとする。

年 月 日

株式会社

代表取締役

担当者氏名及び連絡先

株式会社

代表取締役

担当者氏名及び連絡先

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

第9号横式(第12条関係)

中軸正取※

業者ノ下

測 量 等 實 績 調 査 書

(登録業種区分)

[illegible]

領要載記

- 1 登録を受けた業種の各別又はその他の営業の種類の各別に作成すること。
- 2 本表は、直前2年間の主なる完成業務及び直前2年間に着手した主な未完成業務について記載すること。
- 3 本表は、直前2年間の主なる完成業務及び直前2年間に着手した主な未完成業務について、(件名)の欄には下請件名を記載すること。
- 4 下請については、「注文者」の欄には元請業者名を記載し、「件名」の欄には下請件名を記載すること。
- 5 「測量等対象の規模等」は、例えば測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を記載すること。
- 6 「請負代金の額」は、消費税込みの金額を記載すること。

第10号様式(第12条関係)

※下口者禁

書
歷
經
者
術
技

(種類)

[illegible]

記載要領

- 1 本表は、土木、建築若しくは設備又は職種の各別に作成すること。
- 2 また、「氏名」の記載は、営業所（本店又は支店若しくは常時契約する事務所）ごとにまとめて行い、その直前に、（ ）書きで当該営業所名を記載すること。
- 3 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術者しくは技能の認定を受けたものを記載すること。
- （例：〇〇建築士、〇〇土木施工管理技士）
- 3 「実務経歴」の欄には、最近のものから記載し、純粋に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載すること。

第11号様式（第15条関係）

1 工事及び業務の請負契約

資格決定通知書

- 1 登録番号 第 号
 2 資格の有効期限 年 月 日
 3 契約の種類 建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等
 4 業種、資格の区分及び総合数値

業種区分	資格区分	総合数値	業種区分	資格区分	総合数値

貴殿について、 年度における競争参加資格を審査した結果、上記のとおり資格が $\left\{ \begin{array}{l} \text{ある} \\ \text{ない} \end{array} \right\}$ のものと決定したので、通知します。

なお、資格があるものと認定された者で、この通知書受領後に住所、商号又は名称及び電話番号（ファクシミリ番号を含む。）、法人である場合においては代表者の氏名、個人である場合においては、その者の氏名、許可・登録等の状況、営業所の名称、所在地及び電話番号（ファクシミリ番号を含む。）の変更があった場合には、速やかに届け出てください。

住 所

商号又は名称

代表者氏名

殿

年 月 日

法務省大臣官房施設課長

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 製造の請負、物品の買入れ等及び物品の売払い契約

平成28年4月1日

135-0000
東京都江東区東陽○丁目○番地○号東陽ビル
株式会社資格技術
代表取締役
資格 次郎 様

160401XXXX23

160401XXXX23

衆議院庶務部会計課長印 外務省大臣官房会計課長印
参議院庶務部会計課長印 財務省大臣官房会計課長印
国立国会図書館総務部会計課長印 文部科学省大臣官房会計課長印
最高裁判所事務総局経理局長印 厚生労働省大臣官房会計課長印
会計検査院事務総長官房会計課長印 農林水産省大臣官房参事官(経理)印
内閣府大臣官房会計課長印 経済産業省大臣官房会計課長印
復興庁会計担当参事官印 国土交通省大臣官房会計課長印
総務省大臣官房会計課長印 環境省大臣官房会計課長印
法務省大臣官房会計課長印 防衛省大臣官房会計課長印

さきに申請のあった平成28・29・30年度の一般競争(指名競争)参加資格の審査結果を通知します。
なお、本通知書は、競争参加地域に所在する衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院、内閣(内閣官房、内閣法制局、人事院)、内閣府(内閣府本府、官内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、金融庁、消費庁)、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省および防衛省の各関連機関に共通して有効です。

資格審査結果通知書(全省庁統一資格)

業者コード: 0000166XXX 法人番号 0123456789XXX 発行番号 160401XXXX23
企業規模: 中小企業 設立年月日 平成18年4月1日

資格の種類及び等級

資格の種類	物品の製造	物品の販売	役務の提供等	物品の買受け
付与数値合計	56	62	62	62
等級	C	C	C	B

資格の有効期間 平成28年4月1日 から 平成31年3月31日 まで

競争参加地域: (*印の地域について有効)

北海道	東北	関東	甲信越	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州・沖縄
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*

営業品目:

物品の製造	物品の販売	役務の提供等	物品の買受け
その他印刷類 電子計算機類	その他印刷類 電子計算機類	情報処理 ソフトウェア開発	その他

本通知書は、一般競争(指名競争)入札の際、当該調達機関から提示を求められる場合がありますので、大切に保管してください。
なお、申請書類に故意に虚偽の事実を記載した者等にあつては、本資格を取り消す場合があります。
本通知書受領後に申請内容に変更があつた場合は、いずれかの受付機関に速やかに届け出てください。

受付機関 14XXX 受付番号 00103

第12号様式（第18条関係）

1 工事の請負契約

有資格者名簿										競争参加希望地域			
工事種別													
登録 番号	等級 総合 数値	商号又は名称	本店所在地 電話番号	経営規模			経営状況 (数値)	技術職員の 平均数	その他(社会性等)数値			備考	
				経 種別年間平 均完成工事高 (千円)	資 自己資本額 又は平均自 己資本額 (千円)	模 総職員数 建設業従 事職員数 又は建設業従 事職員数 (人)			労働福祉 の状況	安全成績 の状況	営業年数		
								1 級技術者 2 級技術者 その他技術者 (人)					

2 業務の請負契約

有 資 格 者 名 簿										
業種別		競争参加希望地域								
登録 番号	総合 数値	商号又は名称	本店所在地 電 話 番 号 ファクシミリ番号	種類別年間 平均実績高 (千円)	資 本 金 自己資本額 (基準決算) (千円)	営業 年数	経営状況(%)			備 考
							純 利 益 率	職 員 数	測 量 士 測量士補 測 量 技 術 士 (地質)	
							技 術 職 員 数	1 級 建 築 士 2 級 建 築 士		
							事 務 職 員 数			
							そ の 他 職 員 数			

一般競争（指名競争）参加資格者名簿

1000

資格取消通知書

年 月 日

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

殿

（ 序 名 ）
（ 官 職 氏 名 ）

貴殿は、 年 月 日付け資格決定通知書により、有資格者として通知しましたが、今回の理由により、当該資格を取り消しましたので、通知します。

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番又は郵便はがき大とする。

第14号様式（第22条関係）
1 工事及び業務の請負契約

競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等）

年 月 日

登録部局名
登録業種名
資格決定通知書の
交付年月日・番号
住所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名及び連絡先

殿

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

2 変更事項に係る添付書類名

記載要領

- 1 登録されている資格の種類を、表題の（建設工事、測量等）に○印を付すこと。
- 2 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。

● 2010 年 10 月 1 日起实施

[illegible]

(別紙2 希望する資力の種類、営業品目(変更後の内容を記載すること)
(※複数記入可能)

資力の 種類	物品の製造
営業品目	101 鉄鋼、その他鍛造鉄製品
	102 アルミ、亜鉛、その他非鉄金属
	103 繊維、玉石製品
	104 金属合金、金属製品
	105 プラスチック
	106 その他印刷用紙
	107 皮革類
	108 電機部品
	109 紙、紙加工品
	110 木材類
	111 その他金属、合金鍛造鉄製品
	112 船舶
	113 機軸類
	114 家具、什器類
	115 一般、金具用部品
	116 電機、通信用部品
	117 電機部品
	118 機械部品
	119 振動用部品
	120 振動用部品
	121 その他部品
	122 振動品、振動部品
	123 振動部品
	124 土木、建設、建築材料
	125 振動用部品
	126 振動用部品
	127 その他

資力の 種類	物品の販売
営業品目	201 鉄鋼、その他鍛造鉄製品
	202 アルミ、亜鉛、その他非鉄金属
	203 繊維、玉石製品
	204 金属合金、金属製品
	205 プラスチック
	206 その他印刷用紙
	207 皮革類
	208 電機部品
	209 紙、紙加工品
	210 木材類
	211 その他金属、合金鍛造鉄製品
	212 船舶
	213 機軸類
	214 家具、什器類
	215 一般、金具用部品
	216 電機、通信用部品
	217 電機部品
	218 機械部品
	219 振動用部品
	220 振動用部品
	221 その他部品
	222 振動品、振動部品
	223 振動部品
	224 土木、建設、建築材料
	225 振動用部品
	226 振動用部品
	227 その他

資力の 種類	役務の提供等
営業品目	301 広告、宣伝
	302 運送、郵便
	303 調査、研究
	304 情報処理
	305 印刷、複製
	306 ネットワーク、通信
	307 その他サービス
	308 賃貸
	309 設備管理、保安、警備、保守
	310 運送
	311 運送
	312 船舶
	313 船舶
	314 船舶
	315 その他

資力の 種類	物品の買受け
営業品目	401 土木
	402 その他

※ 別紙2 希望する資力の種類、営業品目(変更後の内容を記載すること)
(※複数記入可能)

希望する資力の種類									
希望する資力の種類									

随意契約登録申請書

※登録番号 第 号

主 営 業 種 目					
商号又は名称		所 在 地			
創 立 又 は 創 業 年 月 日	創 業 日 創 立	工場	所在地	電話番号	
			名称		
自 己 資 本 額		課 及 び 係 名	電話番号 ファクシミリ番号		
主として出入りする者の氏名					
現在出入りしている官庁名					
工場等の施設概要					
そ の 他 参 考 と な る 事 項					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第16号様式（第36条関係）

随意契約登録者名簿

業種別

登録番号	商号又は名称	所在地	電話番号	ファクシミリ番号	主として出入りする者の氏名	備考

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。
 - 2 本名簿は、契約の種類ごとに別口座とするものとする。

第17号様式（第40条関係）

1 工事の請負契約

収 入 印 紙	工 事 請 負 請 書
1 工 事 名	
2 工 事 場 所	
3 工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
4 請負代金額	
上記の工事について、次の各項を承諾の上、お請けいたします。 (1) 別冊の図面及び仕様書に基づき願書の請負代金額をもって願書の工期内に、願書の工事を完成すること。 (2) 工事の施工に当たっては、発注者の選定した監督職員の指示に従い工事に関する一切の事項を処理すること。 (3) 請負代金内訳書は、この請書提出後7日以内に提出すること。 (4) 仕様書に監督職員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用すること。 (5) 仕様書に監督職員の立会の上施工するものと指定された工事については、当該立会を受けて施工すること。 (6) 発注者が必要ある場合は、工事内容の変更又は工事の打ち切りを命じられても異議なく、この場合において、工期又は請負代金額を変更する必要があるときは発注者と協議して定めること。 (7) 工事が完成したときは、直ちに届けて検査を受け、検査に合格したときは、遅滞なく工事目的物を引き渡すこと。 (8) 検査の時期は、届出の日から起算して14日以内、請負代金の支払の時期は、検査合格後発注者が適法な請求書を受理した日から起算して40日以内とすること。 (9) 自己の責に帰する理由により工期内に工事を完成しないときは、遅滞日数に応じ、請負代金につき年〇パーセントの割合で計算した額の損害金を納付すること。 (10) 次の各号の一に該当したときは、契約を解除されても異議なく、契約を解除されたときは、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として、指定された期間内に納付すること。 ア 自己の責に帰する理由により工期内に工事を完成することができないとき又は完成する見込みがないと明らかに認められるとき。 イ この請書の各項に定めた義務に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。 (11) この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させないこと（あらかじめ甲の承諾を得た場合を除く）。 (12) この工事について紛争を生じた場合は、建設法による〔 〕建設工事紛争審査会のあつせん又は調停により解決を図ること。 (13) この請書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議して定めること。	
年 月 日 請 負 者 住 所 商号又は名称 代 表 者 氏 名 担当者氏名及び連絡先	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 請負代金内訳書を必要としない場合は、(3)を削除することができる。
- 3 (12)の〔 〕の部分には、中央の字句又は都道府県の名称を記入する。
- 4 (9)の〇の部分には、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する事を記入する。

2 業務の請負契約

収 入 印 紙	請 書
1 業務の名称 2 履 行 期 限 3 請負代金額 4 履 行 場 所	年 月 日
上記の業務について、次の各項を承諾の上、お請けいたします。 (1) 別冊の図面及び仕様書に基づき頭書の請負代金額をもって頭書の履行期限までに、頭書の業務を完了すること。 (2) 業務の履行に当たっては、発注者の選定した監督職員の指示に従い処理すること。 (3) 請負代金内訳書は、この請書提出後7日以内に提出すること。 (4) 発注者が必要ある場合は、業務内容の変更又は業務の打ち切りを命じられても異議なく、この場合において、履行期限又は請負代金額を変更する必要があるときは発注者と協議して定めること。 (5) 業務が完了したときは、直ちに検査を受け、検査に合格したときは、遅滞なく当該目的物を引き渡すこと。 (6) 検査の時期は、届出の日から起算して10日以内、請負代金の支払の時期は、検査合格後発注者が適法な請求書を受理した日から起算して30日以内とすること。 (7) 自己の責に帰する理由により履行期限までに業務を完了しないときは、遅滞日数に応じ、請負代金につき年〇パーセントの割合で計算した額の損害金を納付すること。 (8) 次の各号の一に該当したときは、契約を解除されても異議なく、契約を解除されたときは、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として、指定された期間内に納付すること。 ア 自己の責に帰する理由により履行期限までに業務を完了することができず、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。 イ この請書の各項に定めた義務に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。 (9) この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させないこと（あらかじめ甲の承諾を得た場合を除く。）。 (10) この請書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議して定めること。	
年 月 日	
殿	
請 負 者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 担当者氏名及び連絡先	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 請負代金内訳書を必要としない場合は、(3)を削除することができる。
- 3 (7)の〇の部分には、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する率を記入する。

請 書		取 書	
1 買 受 物 品		買 受 人	
2 買 受 金 額		住 氏	
3 完 納 期 限	年 月 日	所 名	
上記のとおりお請けいたします。 年 月 日 般			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。
- 2 買受物品については、必要に応じ内訳書を添付させるものとする。

第19号の2様式(第40条関係)

請 書	
案件名称	
契約金額 (税込み)	
契約履行期限 年月日	
納入・履行場所	
保証期間	
納入遅延の 延滞賠償金	
支払条件	
支払遅延利息	
契約解除に 対する違約金	
備考	

上記のとおりお讀けいたします。

年 月 日

(契約元)

(契約相手方)

第20号様式（第44条関係）

検 査 調 書

給 付 の 内 容					
契 約 金 額		単 価		数 量	
契 約 年 月 日	年 月 日	履 行 期 限		年 月 日	
履 行 場 所					
契 約 の 相 手 方 (商号又は名称)					
履 行 年 月 日	年 月 日	検 査 年 月 日	年 月 日		
検 査 場 所					
検査に立ち会わせ た者の氏名	監 督 職 員				
検 査 の 結 果					
契約書、仕様書及び設計書等に基づいて検査した結果は、上記のとおりである。 年 月 日 検査職員 官職氏名					

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
2 不合格の箇所は、次に掲げる事項を記載した書面を添付するものとする。
(1) 不合格箇所の補修等に要する期間（代替品を給付させるときは、その期間）
(2) 不合格箇所の補修等で、減価受入れを適当と認めるときは、その減価計算
(3) 補修困難なもの
(4) その他参考となる事項

第20号の2様式(第44条関係)

検査調書

案件名称	
検査対象内容内訳	
検査完了年月日	
検査場所	
検査調書作成者	
検査結果	
契約事業者	
備考	

検査調書内訳

項番	品名	数量	単価	金額